

平戸市景観計画

市民が誇りをもち、訪れる人の心に残る景観づくり

HIRADO CITY

平成21年3月



長崎県平戸市

はじめに



私たちが住む平戸市は、大小の島々と起伏の多い地形が織り成す多様で魅力的な自然景観や、異国の文化を受け入れながら独自の文化を育んできた歴史あるまちです。また、棚田や段畑の景観など、農林漁業により育まれてきた豊かな生業の景観も息づいています。

これらの景観は、先人が長きにわたって培ってきた歴史、文化、営みの積み重ねによってつくられてきたものであり、私たちは、郷土への愛着と誇りをもってこれらの景観を守り、育み、活かし、後世に引き継いでいく責任と義務があります。

こうしたなか、景観法が平成17年6月に全面施行され、本市は、平成20年3月26日に景観行政団体となり、この度、景観づくりを推進していくための基本となる「平戸市景観計画」を策定いたしました。

良好な景観を保全し、あるいは創造していくためには、行政はもちろん、市民、事業者、団体等が、良好な景観に対する関心を高め、豊かな自然景観を守り育てること、歴史・文化の景観を伝えること、快適で魅力ある景観を創造することを意識しながら、それぞれの責務を果たしていく協働によるまちづくりを進めていくことが肝要です。

そのためには、本計画に沿って、多彩で魅力ある景観資源を最大限に活かし、市民が誇りをもち、観光などで訪れる人々の心に残るような景観づくりに、邁進してまいりたいと考えております。市民の皆様におかれましては、この主旨をご理解いただき、ご協力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた平戸市景観計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成21年3月

平戸市長 白濱 信

目次

第 1 章 計画の目的	1
1. 景観形成の意義	1
2. 平戸市に関する景観施策の状況	2
3. これからの展開と本計画の目的	3
4. 本計画の位置づけ	4
第 2 章 景観特性の整理	5
1. 平戸市全体の景観特性	5
2. 地域別景観特性	18
3. 景観上の問題点	29
第 3 章 景観計画区域の設定	30
1. 区域設定の考え方	30
2. 一般景観計画区域の設定	30
3. 重点景観計画区域の設定	32
第 4 章 良好的な景観の形成に関する方針	48
1. 景観形成の基本理念	48
2. 景観形成の基本方針	48
3. 重点景観計画区域における景観形成の方針	50
第 5 章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	53
1. 一般景観計画区域における行為の制限	53
2. 重点景観計画区域における行為の制限	56
第 6 章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	66
1. 景観重要建造物	66
2. 景観重要樹木	66
第 7 章 屋外広告物の表示等に関する基本方針	67
第 8 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準	68
1. 基本的な考え方	68
2. 景観重要公共施設の選定	68
3. 整備に関する事項(整備に関する方針)	78
4. 占用許可基準	83
第 9 章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	85
資料編	86
1. 計画の策定経緯等	86
2. 景観アンケート調査結果(概要)	91
3. 建築物及び工作物の色彩について(参考)	94

計画の目的

1 景観形成の意義

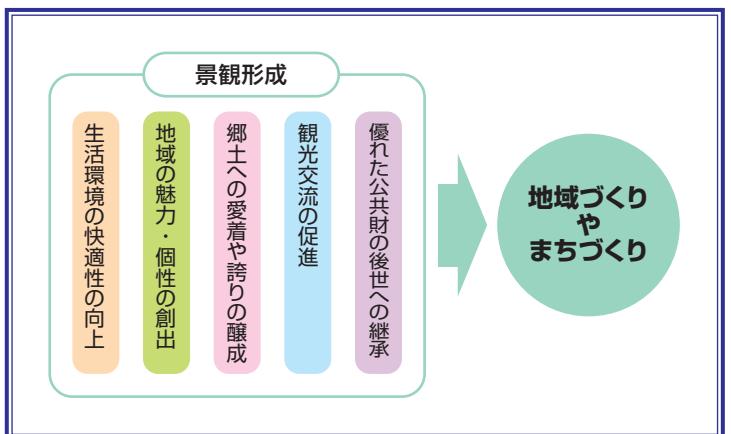
(1) 景観とは

景観とは、海、山、川などの自然環境や建築物、道路など私たちの目に映るまちの姿だけではなく、私たちがそこから感じ取る印象や街の雰囲気までを含めたものです。

景観は、先人が培ってきた歴史や文化など、そこで長く営まれてきた人々の生活や活動が積み重なってつくれるものであり、平戸市の景観には、平戸市ならではの独自性が現れています。また、景観は、道路や公園などの公共空間や住宅、商店など、さまざまな要素で成り立っており、市民の皆様の日常生活や様々な活動が、平戸市の景観形成に大きく関わっていると言えます。

(2) 景観形成の意義

景観形成は、単に視覚的に美しいものを守り育てるというだけでなく、地域の人々が生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」「まちづくり」につながるものであり、次のような意義をもっています。



ア 生活環境の快適性の向上

花と緑にあふれた美しいまちなみや水と親しめる公園の整備など、潤いとやすらぎの感じられる景観の形成は、生活環境の快適性の向上につながります。

イ 地域の魅力・個性の創出

地域独自の自然や歴史・文化、産業等を活かした景観形成は、地域の魅力や個性を創出します。

ウ 郷土への愛着や誇りの醸成

地域の美しい景観を改めて見直したり、近隣の人達と協力して花木や樹木を植えるなど、自ら景観形成に取組むことは、自分達の郷土への愛着や誇りを醸成します。

エ 観光交流の促進

平戸市らしい景観形成を推進し、地域性豊かなまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、魅力を高め、観光や交流を促進することにつながります。

オ 優れた公共財の後世への継承

景観は全ての人々が共有する大切な財産です。過去から受け継いできた美しい景観を守り育て、質の高い景観を創造することは、優れた景観という公共財を継承することになります。

2 平戸市に関する景観施策の状況

(1) 長崎県屋外広告物条例(昭和39年7月施行)

広告物を掲出する物件及び屋外広告業について必要な規制並びに広告物又は広告物を掲出する物件と地域の景観との調和を図るための必要な事項を定めています。

(2) 平戸市風致保存条例(昭和47年12月施行)

この条例では、「1.山の緑、海の清澄、新鮮な空気に包まれた自然景観」「2.自然景観の中に調和する城、藩主の館跡、寺院あるいは史蹟が所在するまちなみ」を伝統景観と定義した上で、この風致を保存するため平戸港周辺地を主体とする地区を風致保存地区と定め、この地区において以下のような行為を実施する場合は届け出の義務を設けています。

平戸市風致保存条例による届け出が必要な行為

- ・住宅などの建物や工作物の新築、増築、改築をするとき。
- ・宅地の造成など、土地の形を変えようとするとき。
- ・木竹を伐採するとき。
- ・建物、工作物の屋根や壁の色などを塗装するとき。
- ・土石などを採取しようとするとき。
- ・海岸、河岸の景観を害するような工事や施設改修などを行おうとするとき。
- ・看板を長期間設置しようとするとき。
- ・市内の松、マキ、カシなどの樹木を市外へ搬出しようとするとき、又はさせようとするとき。

(3) 長崎県美しいまちづくり推進計画(平成15年9月策定)

長崎県では、平成15年に制定した「長崎県美しいまちづくり推進条例」に基づき、長崎県の美しいまちづくり推進施策運用のマスター・プランである「長崎県美しいまちづくり推進計画」を策定しました。

美しいまちづくりとは、市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全し、あるいは創造する活動であると定義し、モデルとなる箇所の整備に力を注ぐ重点整備型の計画であることを前提として、美しいまちづくりの基本理念と基本方針、及び、この推進施策を示しています。

平戸市においては、この計画に基づき、平戸城下旧町(浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部)が「美しいまちづくり重点支援地区」に認定され、計画的に建造物のデザイン誘導等を図る「まちなみ整備事業」が推進されているほか、特に良好な広告景観を形成する必要がある区域として定める「広告景観モデル地区」にも認定され、良好な広告景観の形成を推進しています。

長崎県美しいまちづくり推進計画の基本的考え方

基本理念 豊かな地域資源を活かした、協働・共創による美しいまちづくり

基本方針 自然や地形との調和

歴史・文化の継承と創造

地場産業との連携

住民と行政の協働・共創

施策運用の重点化

3 これからの展開と本計画の目的

(1) これからの展開

平成17年度に平戸市、大島村、生月町、田平町の合併により大幅に市域を拡大した新平戸市が誕生しました。平成19年度に「平戸市総合計画」が策定され、新たなまちづくりが進められているところです。

また、18年度に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界文化遺産の我国の登録候補地に選定され、平戸市でも関連する景観の保全が求められているところです。

(2) 本計画の目的

本計画は、このような社会情勢の変化、市域の拡大などを踏まえ、新たな平戸市における総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものとし、平戸市において今後の景観施策を実現していくための基本的方向や、まちづくりに関する景観面からのルールを示した、景観法に基づく景観計画とします。

景観法と景観計画について

景観計画は、平成16年に制定された「景観法」(平成17年6月全面施行)に基づき、地域の景観行政の担い手としての役割を与えられた自治体(景観行政団体)が、区域を定めて策定するものです。

景観計画には、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針を定めることが義務付けられているほか、策定する景観行政団体の裁量で、屋外広告物の行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定めることができます。

<景観法>

わが国で初めて、総合的な景観形成の取り組みを法制度化

- わが国の景観形成の基本理念
- 住民、事業者、行政の責務
- 景観形成のための行為制限や取組み支援の制度



など

法に基づき市町村等の景観行政の取り組みを強化

<景観計画>

「景観行政団体」が一定の区域を対象に策定・運用

- 良好な景観形成に関する方針
- 良好な景観形成のための行為の制限
- 屋外広告物や公共施設の景観形成、地域の取組み支援のしくみ



など

方針レベルにとどまらず具体的な基準等を設定(変更命令も可)

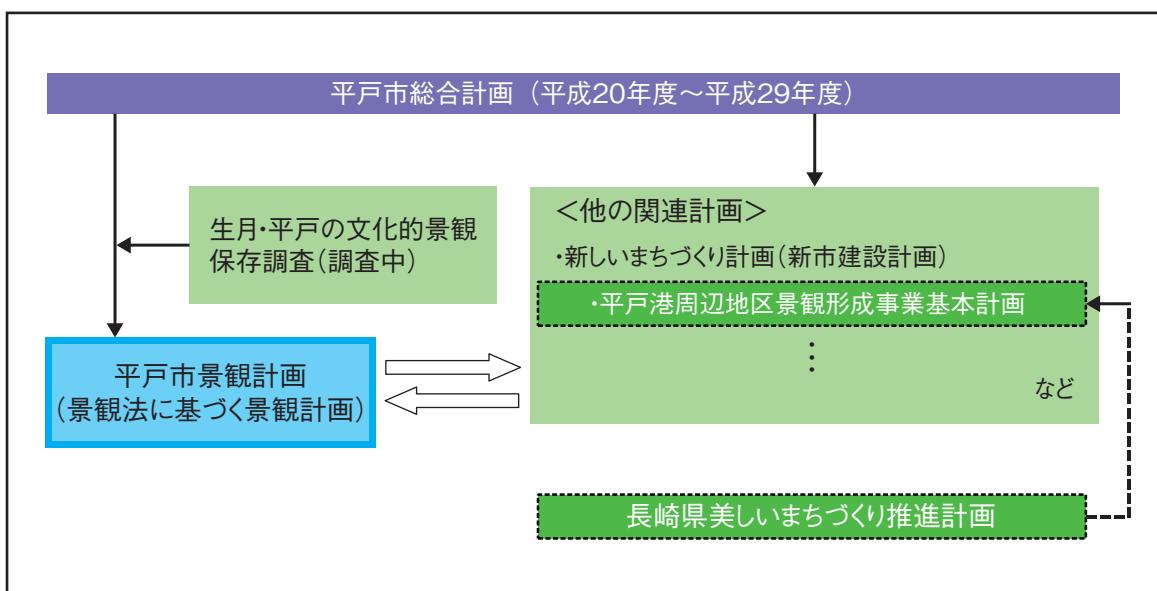
※景観行政団体:政令市、中核市が主体。その他の市町村は都道府県との協議・同意による。その他の地域は都道府県が景観行政団体となる。

4 本計画の位置づけ

上位計画である平戸市総合計画（平成20年度～平成29年度）に示される理念や将来像を景観形成の面から実現していくための計画と位置づけられます。

策定にあたっては、「生月・平戸の文化的景観保存調査（調査中）」を踏まえるとともに、平戸城下旧町を対象として策定された「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」などの関連計画との整合を図り、本市のまちづくりの一環として検討を行いました。

平戸市景観計画の位置づけ



景観特性の整理

1 平戸市全体の景観特性

(1) 基本的事項

ア 自然

(ア) 大小の島々

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成され、総面積は、235.63km²となっています。

平戸島は平戸大橋により田平と、生月島は生月大橋により平戸島とそれぞれ結ばれています。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみです。



大小の島々（宝亀湾）

(イ) 平坦地の少ない地形

全体に平坦地が少なく起伏に富んだ地形を有しています。平戸島は安満岳(534.6m)が最高峰で比較的大きな起伏がありますが、その他の地域では、生月島は番岳(286.0m)、大島は平ノ辻(215.9m)、がそれぞれ最高峰で、小さな起伏が連なる低平な丘陵地となっています。

ただし、九州本土に位置する田平は、吹上山(215.8m)を最高峰としますが、全体的になだらかな丘陵地で、南から北に向かって緩やかに傾斜した台地状の地形となっています。

また、河川は総じて短小で、平戸島の神曾根川の9.3kmが最長となっています。



平坦地の少ない地形（根獅子町）

(ウ) 複雑な海岸線

各所に岬が突出した複雑な海岸線を有し、また、各島の西海岸側を中心に高低差の大きい断崖が形成され、優れた自然景観を呈しています。

特に、平戸島や生月島の主として島の西側に分布する屈曲に富んだ海岸線には、海蝕崖や柱状節理が発達しており、急傾地の特異な景観などが西海国立公園に指定されています。この他、田平町北海岸の柱状節理の断崖、玄武岩の台状火山の島である大島北岸の海蝕崖の特異な景観などが、北松県立公園に指定されています。なお、西海国立公園は、平戸市の面積の約20%を占めています。



複雑な海岸線（平戸島西側）

イ 歴史・文化

(ア) 大陸交流の玄関口

平安時代から中国や朝鮮との交易の中継地となり、遣唐・遣隋使往復の要路にあたり、弘法大師や榮西禪師などの寄港滞在の地として、早くから文化の恵みに浴していました。

その後、永きに亘り松浦氏の統治下にあった平戸は、1542(天文11)年に第25代松浦隆信(道可)が、明(中国)の倭寇・王直を保護し屋敷を与え行つた密貿易で得た富で繁栄し、京都・堺・博多などの商人も訪れ、貿易港の基礎がつくられたとされています。

そして、1550(天文19)年6月、日本に初めて来航したポルトガル船が平戸に入港し、南蛮貿易が行われるようになりました。1609(慶長14)年にはオランダ商館、1613(同18)年にはイギリス商館が設置され、彼らと平戸藩の間で貿易が行われ、平戸港の周辺は藩の政治文化の中心地として栄えました。この後、1641(寛永18)年、幕府の命によってオランダ商館が長崎の出島に移されるまでの間、通商が行われた大陸交流の玄関口として栄えました。

このような交易の歴史があることから、市内には関連する史跡が多く残されています。



大陸交流の玄関口（平戸港）

(イ) キリスト教の伝来とかくれキリシタン

ポルトガル船が入港した同年に、カトリック教会の宣教師でイエズス会の創設メンバーの1人である聖フランシスコ・ザビエルが、平戸に上陸しました。松浦隆信(道可)は、ポルトガルとの貿易を期待してキリスト教の布教を許しました。

このとき、生月島、度島、平戸島西海岸地域では、領主である籠手田氏、一部氏の入信により、住民のほとんど全員が信徒(かくれキリシタン)となり、一斉改宗の最初の事例となりました。

その後、キリスト教が禁止されると、信者が弾圧を受け殉教も相次ぐ中、信仰は一部の信徒(かくれキリシタン)の間で密かに続けられることになりました。また、永きに亘って信仰が続けられるにしたがい、土着の信仰・宗教と混ざり合い、他に類例のない独特な形態を有しているとされています。

1873(明治6)年に禁教令が解除され、カトリックの再布教がなされると、復活のシンボルともいえる田平天主堂や宝亀教会などのカトリック教会が、平戸市内の各所に次々と建立されました。



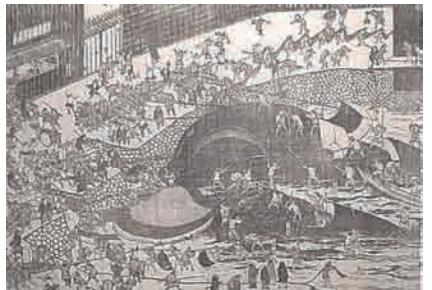
キリスト教復活の象徴（宝亀教会）

(ウ) 捕鯨の歴史

本市では、生月島をはじめとして、各島で捕鯨が盛んに行われていたため、鯨供養碑や捕鯨基地として栄えた港町のまちなみが残されており、往時の面影が残されています。

特に生月島の鯨組は、壱岐、対馬、五島と漁場を拡大し、特に江戸時代後期には、鯨組の一つである益富組が、西海のみならず日本一を誇る規模へと発展しました。

当時の食文化や伝統も今なお暮らしの中に残されています。



捕鯨の様子（生月町史より）

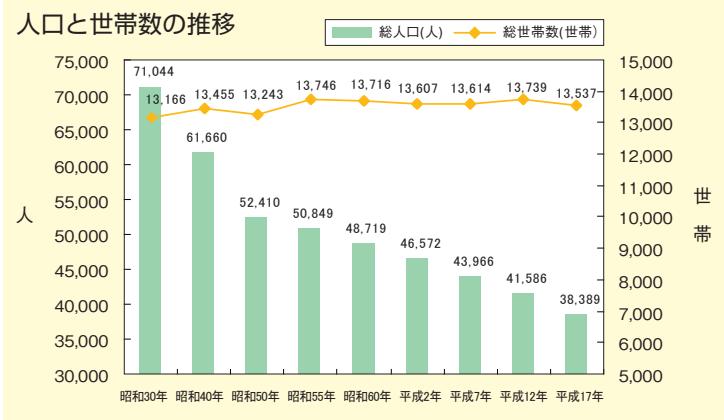
ウ 社会情勢

(ア) 減少傾向の人口

本市の総人口は、38,389人（平成17年国勢調査）で、平成12年と比較して3,197人（7.7%）、昭和30年と比較して32,655人（46.0%）減少しています。

一方で、核家族化が進行しており、総世帯数は横ばいの状況が続いている。一世帯あたりの人数は、昭和30年と比較して2.6人/世帯（48.1%）減少しています。

また、平成17年の老人人口割合は29.8%で、全国平均と比較すると9.7ポイント高い状況です。



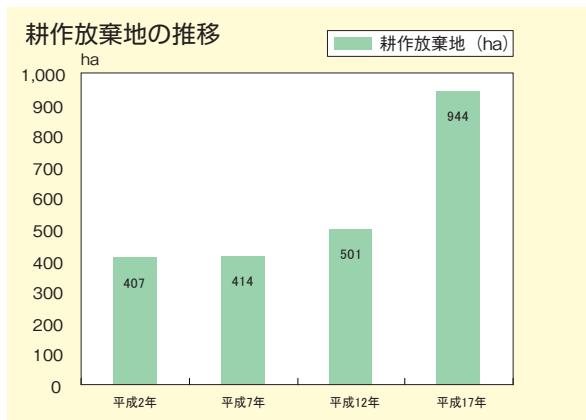
資料：国勢調査

(イ) 傾斜地で営まれる農林業

本市は、丘陵が起伏し平坦地が少ない地形のため、傾斜地に多くの農地が存在しています。平成17年における総耕地面積は3,620haで、うち田2,400ha、畑1,190ha、樹園地27haです。また、林野面積は、総土地面積の50%以上を占めています。傾斜地の棚田での米の耕作や、台地の草原を活かした牧畜などは、本市の代表的な田園・集落の景観となっています。

本市の主要農産物は、水稻、いちご、アスパラガス、ばれいしょ、葉たばこ、たまねぎ、みかん、メロン、肉用牛、豚、にわとり、菌床しいたけなどがあります。

農業形態は、兼業農家が大部分を占めており、専業農家が少なく、耕作面積1ha未満の小規模零細農家が約66%を占めています。また、農業就業者のうち、70歳以上が1,430人に上り、全農業就業者の44%を占めています。農家戸数の減少に伴い、経営耕地は平成2年の4,336haから平成17年の3,620haへと急速に減少しており、耕作放棄による遊休農地が増え、農地の流動化が進んでいない状況です。



各年2月1日現在 資料：農林業センサス

また、農家戸数の減少、少子・高齢化、農家・非農家の混住化等により農村地域の共同体的性格が薄れつつあり、農林業は年々衰退している状況です。

(ウ) 豊富な海洋資源を活かした漁業

対馬暖流と多くの島嶼や複雑な海岸地形がもたらす潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類などの回遊がみられるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニなど数多くの魚介類に恵まれています。また、市内の各所に大小33港に及ぶ漁港が整備されています。

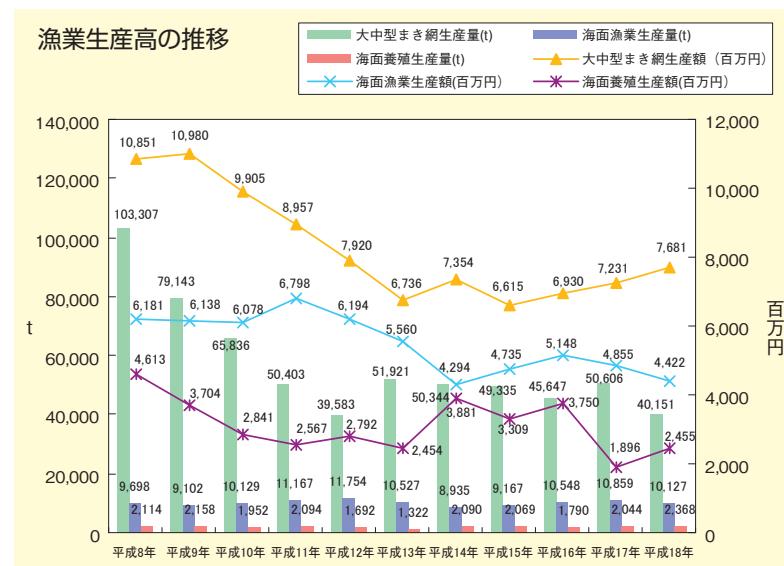
しかしながら、魚価は全国的に低下傾向にあり、さらに出荷・販売に要する流通コストは増加しており、事業展開の厳しさが増しています。

漁村地域には、美しい自然環境に加え、漁業に関する伝統文化など都市部にはない特色ある地域資源を有していますが、漁業就業者は今後高齢化が急速に進展するものと推測されおり、過疎化や高齢化の進展により地域社会の活力が低下しつつあります。

(エ) 歴史や自然を活かした観光業

本市では、来訪者の心を惹きつけ感動を与える観光地づくりを進めるため、わが国初の国際交流都市の再発見をコンセプトに、「歴史とロマンの島平戸～大航海時代の城下町～」を開発コンセプトにした主要プロジェクトを展開しています。

本市の面積の約20%が西海国立公園に指定されており、入り組んだ海岸線など美しく豊かな自然に恵まれ、また、古くから日本で最初となる海外との交流により栄え、当時の歴史を感じさせる史跡も数多く有しているため、観光客も多く、平成18年には約162万人の観光客が平戸市を訪れています。しかし、日帰り客、宿泊客ともに年々減少し、観光消費額の減少にも影響を及ぼしており、魅力ある観光地づくりが課題となっています。



各年12月31日現在 資料：漁港港勢調査



資料：観光商工課

(才) 島々を結ぶ陸上交通、海上交通

田平地区と平戸島の間の平戸瀬戸には平戸大橋、平戸島と生月島の間の辰ノ瀬戸には生月大橋が架橋されており、本土との道路での陸上交通が整備されています。平戸島は一般国道383号、主要地方道平戸田平線及び獅子津吉線、一般県道田ノ浦平戸港線及び薄香港線、田平地区は一般国道204号、一般県道以善田平港線及び北松公園平戸口線、生月島は主要地方道平戸生月線及び生月農免農道、大島は一般県道大根坂的山線が、主要な道路交通網となっています。

その他の有人島である大島、度島、高島は平戸島からの海上交通が整備されています。大島、度島へは平戸港、薄香港、田平港を発着するフェリーによる定期航路、高島へは小型船による定期航路があります。この他、平戸島の前津吉港からは佐世保市への定期航路があります。

鉄道路線については、田平地区に松浦鉄道が走っていますが、平戸島、生月島を含む島嶼地域にはありません。

工 関連法による行為規制

(ア) 自然公園

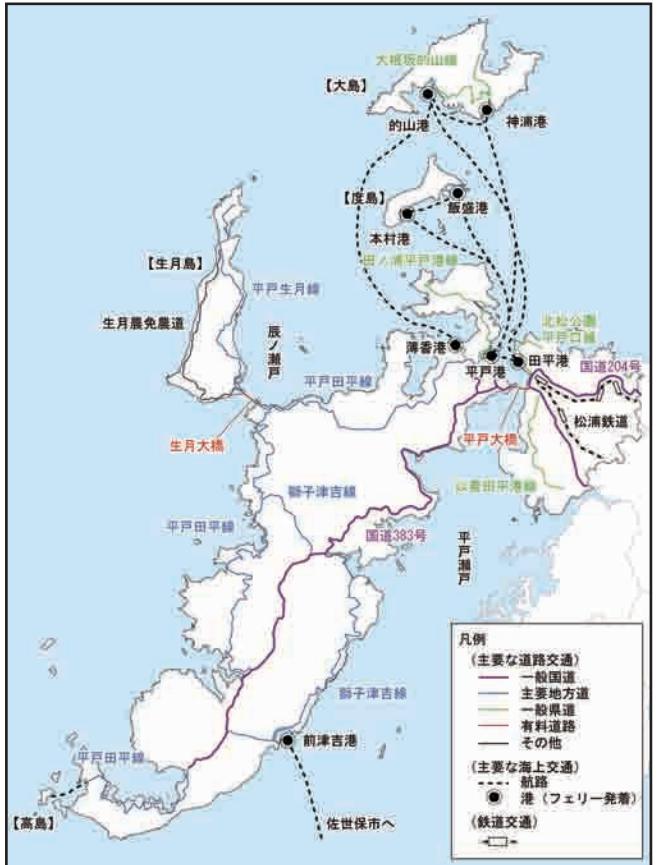
各島の西海岸側を中心に、高低差の大きい断崖などの自然景観や希少な植生など、特に自然環境が優れた地域が分布しており、西海国立公園及び北松県立公園に指定されています。

平戸島は、広い面積が西海国立公園に指定されており、島の西側のほとんどの海岸線と地先が特別地域及び普通地域に指定されています。また、礫岩、阿値賀島、黒子島など貴重な植物群落や植生、希少な鳥類の生息地が特別保護地区に指定されています。このほか、内陸部で標高の高い安満岳や川内峠や上床周辺や、中江ノ島などが特別地域となっています。

田平は、沿岸部や内陸部の吹上山周辺が北松県立公園に、九十九島の多島海景観が西海国立公園に指定されています。

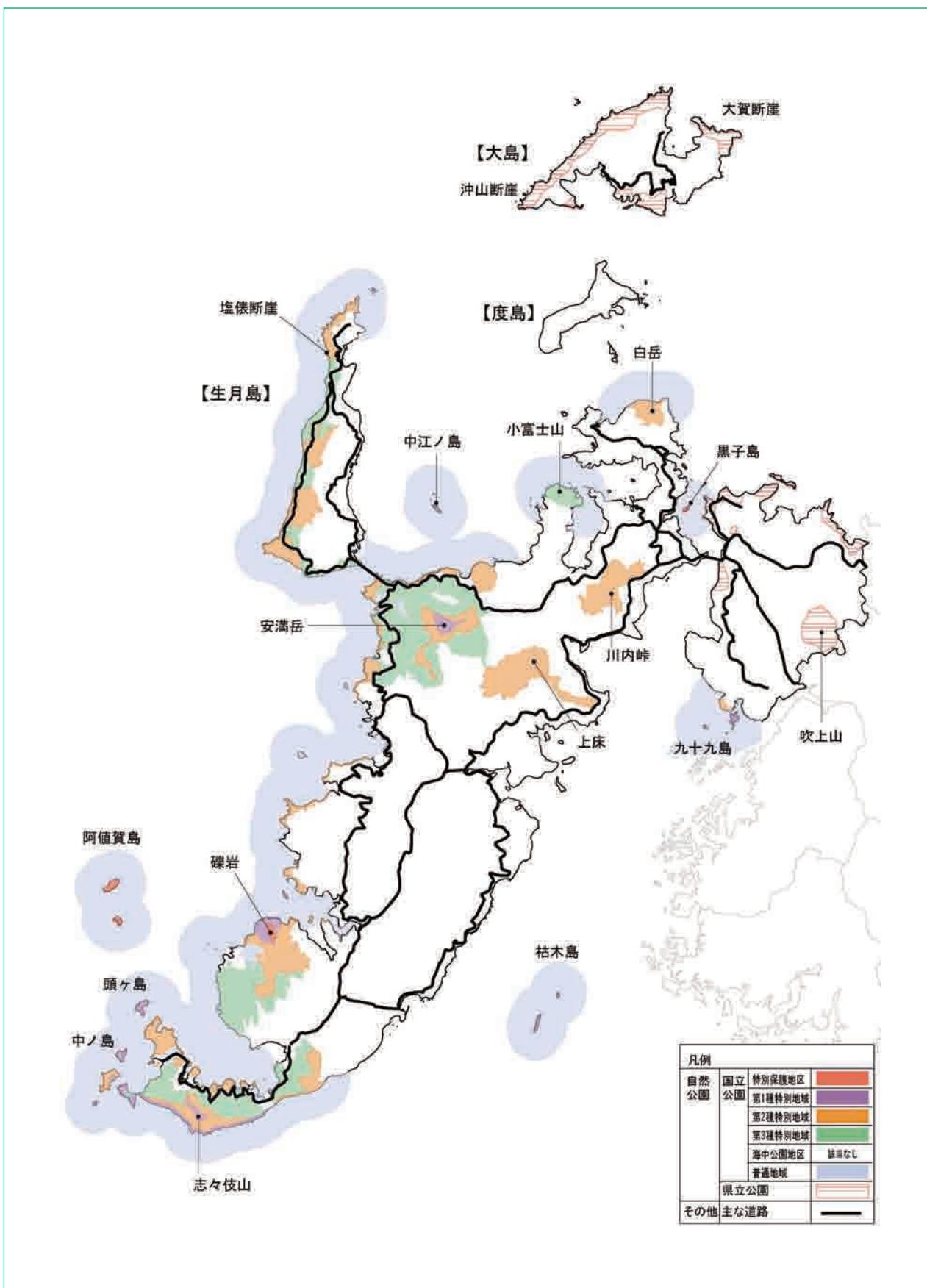
生月島は、島の西側及び南側の海岸線を中心に西海国立公園に指定されており、塩俵の断崖景観などが特別地域となっています。

大島は、島の北部の海岸線に位置する沖山断崖や大賀断崖などの断崖景観などが、北松県立公園に指定されています。



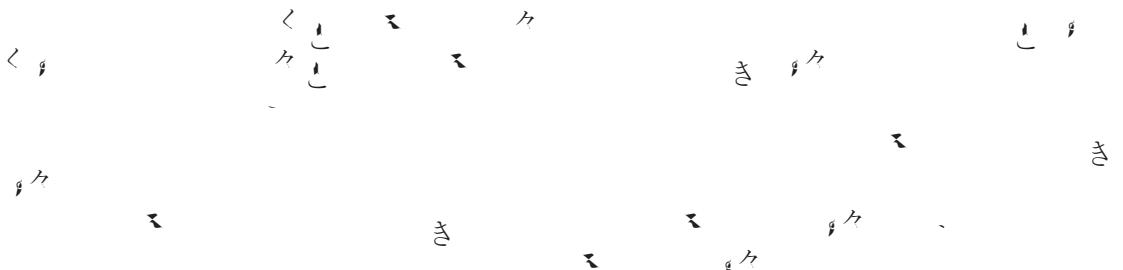
主要な交通網

関連法等による行為規制（自然公園）

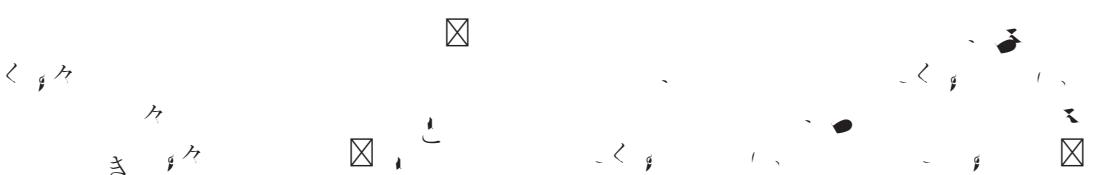


第2章 景観特性の整理

(イ) その他(都市計画区域等)



a 平戸都市計画区域「平戸港周辺地区」



b 平戸都市計画区域「津吉地区」



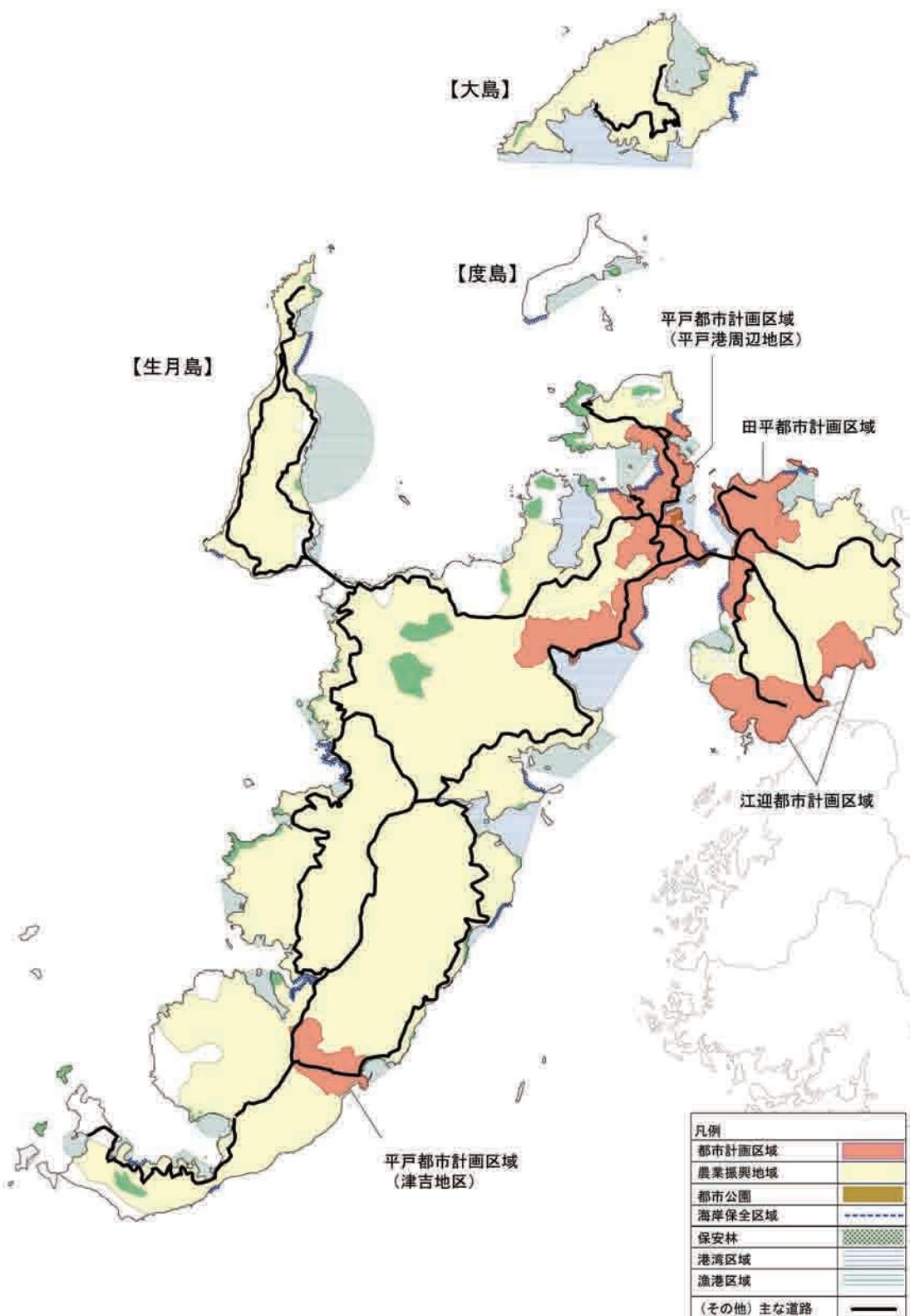
c 田平都市計画区域



d 江迎都市計画区域



関連法等による行為規制（都市計画区域等）



(2) 平戸市の景観の構造

平戸市には、起伏の多い山並みや丘陵地が複雑な海岸線まで迫り、平坦地が少ないという地形的条件から、丘陵地・山並み、海岸線の自然景観を基盤として、市民の主たる生活空間となっている田園・集落景観（漁業集落を含む）、及び、商業地・住宅地などの市街地景観が小規模なまとまりで点在しています。

そして、山並みや丘陵地の連なり、山地から海岸へと繋がる河川、地域を縁取る海岸線、市内の各所を結ぶ幹線道路が、これらの景観を連續した一定のまとまりのある空間として認知させる役割を担い、一体となって平戸市の景観の骨格を形成しています。

このような中に、教会や城などの地域のシンボルとなる景観資源や、平戸大橋・生月大橋などの大規模な橋梁や標高のある山岳などの地域のランドマークなどが分布し、市の景観を特徴付けています。

以下に、本市で見られる主な景観類型とその特徴を示します。

ア 自然景観（山並み・森林、海岸、河川の景観）

本市の特徴である起伏の多い山並みや丘陵地、標高差の大きい断崖や良好な砂浜をともなう海岸、海洋に浮かぶ島々などの自然景観はそれ自体が良好な景観資源であるとともに、市街地や集落などの背後景観としての役割を果たし、市の景観の基盤となっています。また、市内のいたるところで豊富な自然環境の雰囲気を醸し、住む人に潤いとやすらぎを与え、訪れる人に驚きと感動を与える源となる重要な景観要素となっています。

（ア） 山並み・森林の景観

本市は、全体に平坦地が少なく起伏に富んだ地形を有しており、平戸島は比較的大きな起伏がありますが、その他の地域は小さな起伏が連なる低平な丘陵地となっています。また、九州本土に位置する田平は、全体的になだらかな丘陵地で、南から北に向かって緩やかに傾斜した台地状の地形となっています。

また、本市の総土地面積の50%以上が林野となっており、安満岳などの標高の高い山岳を中心として、市域全体に森林が分布しています。このため、様々な場所から豊富な緑の景観を望むことができ、市街地や田園・集落などの背後景観となっています。

森林の大半は、スギ・ヒノキの人工林や、繰り返し伐採されてきた薪炭林が施業放棄されたものと考えられるスダジイやアカガシが優占していますが、西海国立公園や北松県立公園に指定されている地域などには、照葉樹林帯の自然植生や貴重な植物群落も多く分布しています。この他、平戸島の川内岬、生月島の山頭草原、田平の中瀬草原など、草原植生となっている場所もみられます。

（イ） 海岸の景観

本市は、平戸島、生月島、大島、度島、高島、及び多数の島々、九州本土北西部の沿岸部に位置する田平で構成されており、非常に長い海岸線を有するのが特徴です。

西海国立公園や北松県立公園に指定されている地域をはじめとして、典型的なリアス式海岸が分布しており、田平の南部には九十九島の多島海もみられ、湾の多い複雑な地形の海岸景観を呈しています。また、生月島西部塩俵の海蝕崖と大規模な柱状節理、大島の沖山断崖や大賀断崖など、落差の大きいダイナミックな地形の海岸景観がみられ、起伏の大きい本市の地形条件を特徴づける景観要素となっています。このほか、根獅子の浜や千里ヶ浜などの砂浜海岸も点在しており、海水浴場などとして利用されています。

第2章 景観特性の整理

(ウ) 河川の景観



イ 田園・集落景観（漁業集落を含む）



(ア) 棚田・段畑の景観

(イ) 牧草地の景観

(ウ) 集落の景観

ウ 市街地景観

市街地景観は、交通拠点ともなっている平戸港及び平戸大橋の周辺部と、交通量の多い一般国道204号に近接し松浦鉄道の鉄道駅となっているたびら平戸口駅周辺に分布しており、これらの地域に商店やオフィスなどの商業地や住宅地が立地しています。

(ア) 平戸港及び平戸大橋周辺

平戸港及び平戸大橋を中心とする地域は、本市の中心市街地であり、市役所や病院、郵便局、銀行、小売店舗などが集積し、県北地域北部の中心的な商業・業務の拠点となっています。また、一帯には、平戸城などの歴史的文化遺産が数多く残されているとともに、平戸港付近を中心としてホテルなど宿泊施設も立地しており、本市への来訪者の多くが立ち寄る観光拠点ともなっています。このほか、平戸島への陸路での交通結節点となっている平戸大橋、大島や度島への航路を有する平戸港といった交流拠点としての性格を持つ地域でもあります。

川内岬から連なる緑地がこの地域の背景景観となっており、良好な市街地景観を構成する重要な要素となっています。また、中心部には崎方公園や亀岡公園が整備されており、緑地の多い市街地景観を形成しています。

(イ) たびら平戸口駅周辺

松浦鉄道たびら平戸口駅周辺から田平港にかけては、郵便局や銀行、公民館、小売店舗などが集積し、田平の中心的な役割を担う商業・業務地となっています。また、このような中に、住宅地などの用途が混在しています。

当該地域は、九州本土に位置する市街地であり、一般国道204号により市外の松浦方面や佐世保方面とも連絡して、市外からの陸路での玄関口となっています。

工 道路景観

交通量の多い一般国道などの幹線道路は、市内の各所を結び、周辺の自然景観、田園・集落景観、市街地景観と一体となって連続性のある空間を構成し、本市の景観を一体的なものとしてまとめをあたえています。

本市には、主に次のような幹線道路があります。

主要な幹線道路

名 称	概 要
1.一般国道204号	田平港を中心に松浦方面と佐世保方面を結ぶ。
2.一般国道383号	平戸島東側の沿岸や中央部の山間を南北に縦貫し、平戸市街地と平戸島南部を結ぶ。
3.主要地方道平戸田平線	平戸島北側及び西側の沿岸を通って、平戸市街地と生月島及び平戸西海岸地区を結ぶ。
4.主要地方道獅子津吉線	平戸島の中央部を東西に縦貫し、獅子町、紐差町、前津吉町などを結ぶ。
5.主要地方道平戸生月線	生月島の東側を縦貫し、生月島の主要な集落を結ぶ。
6.一般県道田ノ浦平戸港線	平戸市街地と田ノ浦を結ぶ。
7.一般県道薄香港線	平戸市街地と薄香港を結ぶ。
8.一般県道以善田平港線	田平の西側一帯の集落等と国道204号を結ぶ。
9.一般県道北松公園平戸口線	田平港とその周辺を結ぶ。
10.一般県道大根坂的山線	大島の主要な集落を結ぶ。
11.生月農免農道	生月島の西側の沿岸を縦貫する。西海岸サンセットウェイとも称される。
12.平戸大橋	平戸島と本土を連絡する橋梁。
13.生月大橋	平戸島と生月島を連絡する橋梁。

第2章 景観特性の整理

才 拠点景観（ランドマーク、各種景観資源）

城や教会などの地域のシンボルとなっている景観資源、島嶼地域である平戸を象徴する平戸大橋や生月大橋といった大規模な橋梁や標高のある山岳などは、景観の目標物となって住民のみならず来訪者の印象に残りやすく、市の景観を特徴づける重要な拠点景観です。

拠点景観は、住む人に郷土への愛着を育むとともに、市の基幹産業の一つである観光産業の発展に寄与するかけがえのない財産とも言えます。

主要なランドマークとして、次のようなものがあります。

主要なランドマーク

ア. 山田教会	イ. 平戸教会	ウ. 松浦史料博物館
エ. 平戸城	オ. 最教寺	カ. 田平天主堂
キ. 宝亀教会	ク. 紐差教会	ケ. 番岳
コ. 白岳（大久保町）	サ. 小富士山	シ. 城山
ス. 垣ノ岳	セ. 安満岳	ソ. 川内峠
タ. 上床	チ. 慈眼岳	ツ. 白岳（中津良町）
テ. 佐志岳	ト. 屏風岳	ナ. 浜岳
ニ. 志々伎山	ヌ. 中江ノ島	ネ. 黒子島

力 眺望景観（眺望点からの景観）

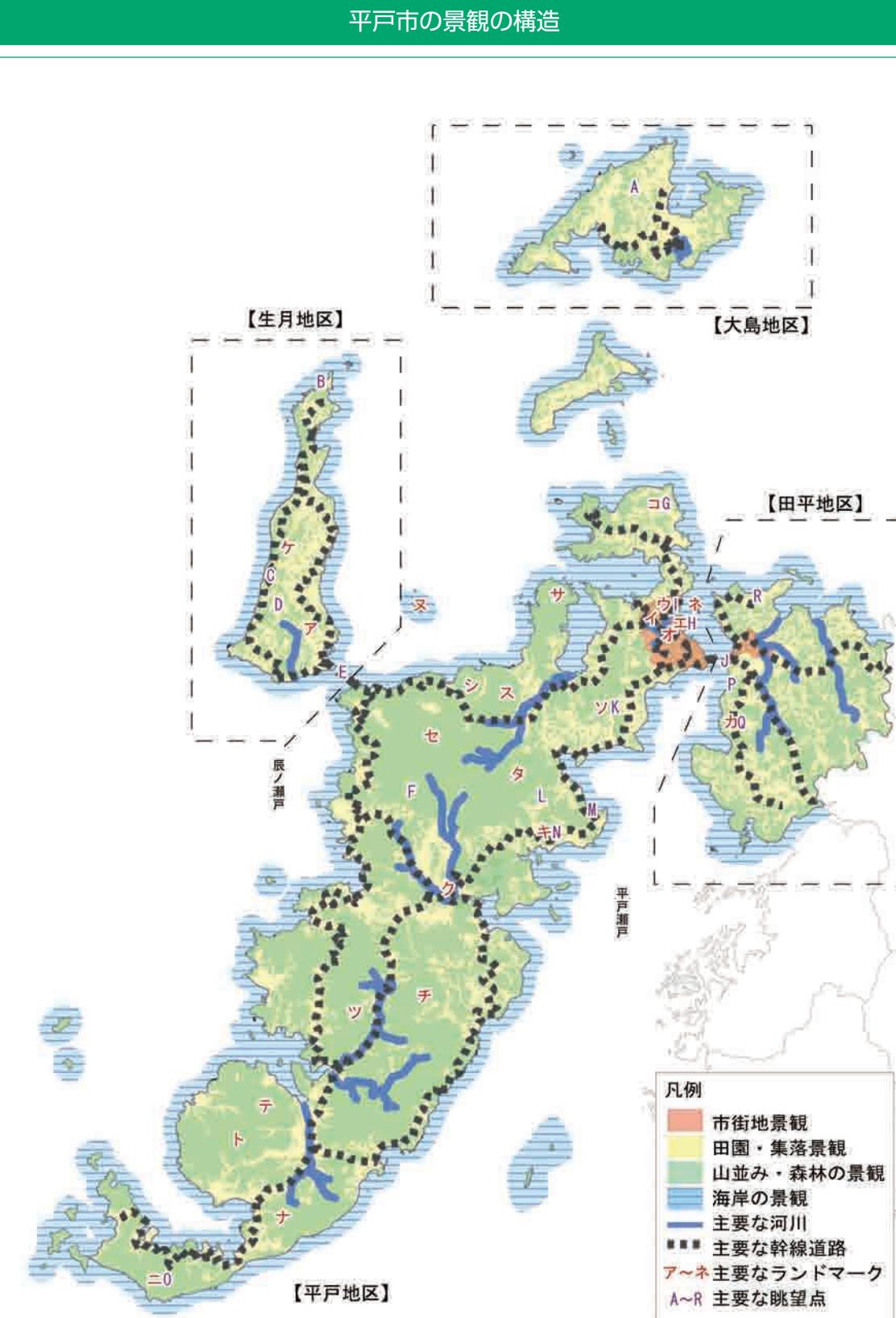
大小の島々で構成され、起伏の多い地形条件を有する本市では、平戸大橋、生月大橋といった島と島を結ぶ交通の結節点から瀬戸の景観、平戸瀬戸、辰ノ瀬戸の沿岸部からの対岸景観、鯛の鼻や川内峠といった高い場所から島全体を見渡すパノラマ景観など、各所に良好な眺望景観があります。

眺望景観は、住民のみならず来訪者的心に平戸市全体のイメージとして強く印象づけられるものであり、島を多く有する平戸市固有の地理的特徴を表すものです。

主要な眺望点として、次のような場所があります。

主要な眺望点

A. 平の辻農村公園	B. 大碧灯台	C. 生月農免農道(西海岸サンセットウェイ)
D. 山頭草原	E. 生月大橋	F. 鯛の鼻
G. 白岳（大久保町）	H. 平戸城	I. 崎方公園
J. 平戸大橋	K. 川内峠	L. 宝亀森林公園
M. 京崎公園	N. 宝亀教会	O. 志々伎山
P. 田平公園	Q. 田平天主堂	R. 中瀬草原



注:図中の主要なランドマーク(ア~ネ)、主要な眺望点(A~R)の記号は、前頁の表「主要なランドマーク」「主要な眺望点」に対応する。

2 地域別景観特性

(1) 平戸地区

ア 自然景観

〔山並みの景観〕

平戸地区は、平戸島、度島、高島の有人島と、その他点在する小島で構成されて、いずれも起伏が多く平地に乏しい地形となっています。このうち、最大面積の平戸島は中央部を2列の山稜が南北に縦貫し、島の自然景観の基盤となっています。

平戸島の西側山稜は、500m程度の比較的標高の高い山並みが連なり、特に、市内最高峰の安満岳(534.6m)と共に隣接する鯛の鼻(447m)の一帯は、平戸島の北西側の地域や生月島の南東側などの広い範囲から眺望されます。

平戸島の東側山稜は、全般に300m程度の低平な山並みが連なり、この中で、草原景観が広がる川内峠(257m)、岬の突端に位置する孤立峰である小富士山(215m)などが、平戸島の東側の地域や田平地区などの広い範囲から眺望されます。

このほか、西海国立公園にも指定されている山々が、広い範囲から眺望される主要なランドマークとなっています。

〔海岸線の景観〕

山地が海岸線近くまで迫り、海岸線の大部分は岩礁となっています。海岸線が複雑で湾の多い地形であり、多くは漁港・港湾として整備されています。ただし、千里ヶ浜や根獅子の浜など一部の湾で砂浜がみられ、海水浴場として利用されています。

イ 田園・集落景観

〔棚田・段畑と農漁村集落の景観〕

平地が少ないため谷あいの斜面を利用した棚田・段畑が多くみられます。特に西側の海岸線では、山並みを背にした美しい棚田と漁港を中心に形成された農漁村集落が一体になった、本市の典型的な農漁村集落の景観が点在しています。



安満岳



川内峠



根獅子の浜



飯良町の棚田

ウ 市街地景観

〔平戸旧城下町の歴史的まちなみ景観（市街地の景観）〕

平戸市の中心市街地には、松浦氏の城下として発展し大航海時代の面影を残す一群の建築物や史跡、平戸におけるキリスト教布教の始まりを物語る建造物などが多く分布し、多様で重層的な歴史的街並みの景観を呈しています。また、この一帯は本市の観光拠点であり、平戸港周辺には、宿泊施設や飲食店が集積しています。



平戸教会と光明寺、瑞雲寺

工 道路景観

〔幹線道路の景観〕

一般国道383号、主要地方道平戸田平線、獅子津吉線が島の外縁部に点在する市街地や田園集落を結ぶ主な幹線道路となっています。迫る山並みと広がりのある海により特徴づけられる海岸線、山々が連なる山間部の谷あい、沿線に住宅等の建物等が分布する市街地など、それぞれの場所に応じた特徴ある道路景観がみられます。



平戸大橋

才 拠点景観

〔橋梁の景観〕

田平地区と平戸島を陸路で結ぶ平戸大橋は、道路交通網の結節点であり、平戸市民のみならず本市を来訪する多くの人々の印象に残る重要なランドマークとなっています。



宝亀教会

〔キリスト文化に関わる景観〕

平戸島西海岸地域は、キリスト教が布教された当時に一斉改宗した地であり、北西部の海岸線や中江ノ島にはキリスト文化と関連の深い史跡が残されており、いまなお信仰の地として息づいています。

〔カトリック教会と関連史跡の景観〕

宝亀教会、山野教会、聖フランシスコ・ザビエル記念教会（平戸教会）などの教会建築が点在し、教会の周辺には関連する史跡が残されています。



黒子島

〔小島の景観〕

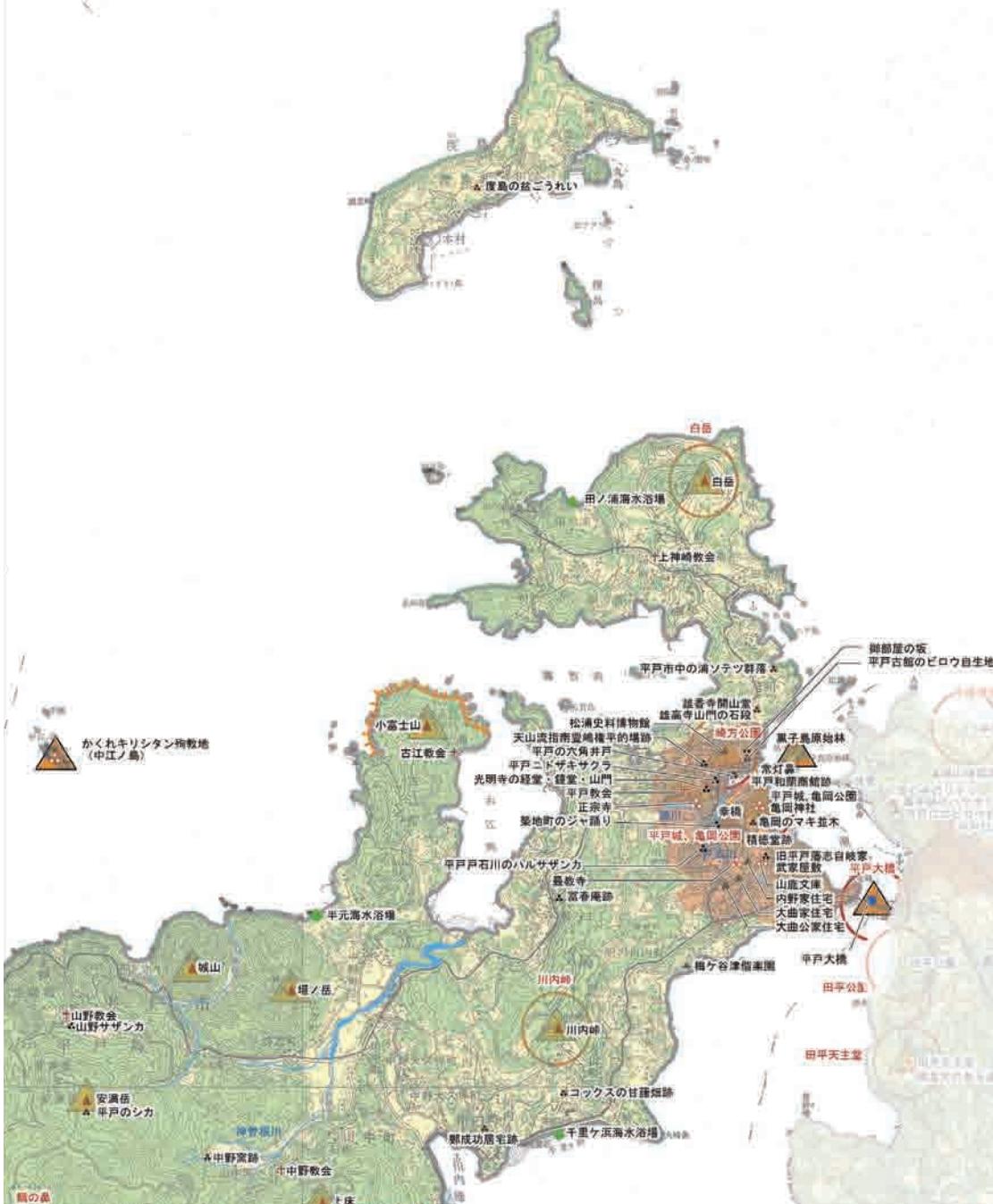
平戸島及び度島の周囲には、小島が点在しています。特に、辰ノ瀬戸付近に位置する中江ノ島や平戸瀬戸に位置する黒子島は、陸上交通・海上交通の要所から眺望されやすいランドマークとなっています。

力 眺望景観（眺望点）

平戸大橋、生月大橋、平戸城、鯛の鼻、川内岬、白岳など、島の北側を中心に多くの眺望点が分布し、平戸瀬戸や辰ノ瀬戸への眺望、平戸市街地への眺望、平戸西海岸、生月地区、田平地区などへの眺望景観がみられます。

第2章 景観特性の整理

平戸地区(北部)の景観の概況



【主な景観資源】

【自然景観資源】

▲ 主な山岳

— 河川

△ 断崖

◆ 砂浜海岸（海水浴場）

【歴史・人文景観資源】

▲ 国文化財

△ 県文化財

△ 平戸市文化財

△ その他登録文化財等

† 教会

● その他

【その他景観資源】

■ その他景観資源

【その他】

■ 市街地景観

■ 田園・集落景観

■ 山地・森林の景観

▲ 主要なランドマーク

○ 主要な展望点

— 主要な幹線道路

平戸地区(中部)の景観の概況



【主な景観資源】			【その他】
【自然景観資源】	【歴史・人文景観資源】	【その他景観資源】	
▲ 主な山岳	△ 国文化財	■ その他景観資源	田園・集落景観
■ 河川	▲ 県文化財		山地・森林の景観
△ 断崖	△ 平戸市文化財		▲ 主要なランドマーク
◆ 砂浜海岸（海水浴場）	△ その他登録文化財等		○ 主要な展望点
◇ その他	△ 教会		— 主要な幹線道路
	△ その他		

平戸地区(南部)の景観の概況



【主な景観資源】

【自然景観資源】

- ▲ 主な山岳
- 河川
- △ 断崖
- 砂浜海岸 (海水浴場)

【歴史・人文景観資源】

- ▲ 国文化財
- 黒文化財
- △ 平戸市文化財
- △ その他登録文化財等
- ▲ 教会
- その他

【その他】

- 田園・集落景観
- 山地・森林の景観
- ▲ 主要なランドマーク
- 主要な展望点
- 主要な幹線道路

(2) 生月地区

ア 自然景観

〔山並みの景観〕

生月地区は、有人島の生月島と無人島の鯨島で構成され、起伏が多く平坦地に乏しい地形となっています。島の西側及び南側に、番岳(286m)と金毘羅山(162m)を中心として、200m程度の低平な山稜が縦貫し、島の自然景観の基盤となっています。一方で、島の東側は比較的緩やかな丘陵地となっています。

〔海岸線の景観〕

生月島の西側は、多くが山稜から海岸までの標高差が大きい断崖となっています。これらは、西海国立公園にも指定される良好な自然景観を呈しています。



塩俵の断崖

イ 田園・集落景観

〔漁港と漁業集落の景観〕

島の東側は比較的傾斜が緩やかであり、漁港である壱部港や館浦港を中心として、漁業集落や棚田・段畑等の耕作地となっています。

〔牧草地の景観〕

西側の海岸沿いを中心に牧草地が点在し、牛が草を食む風景が見られます。特に山頭草原は、草原、石垣、点在する樹木と牛の姿がなす景観が広い面積で分布し、良好な景観を呈しています。



館浦の集落

ウ 道路景観

〔幹線道路の景観〕

島の西側に位置する集落を結ぶ主要地方道平戸生月線、西海国立公園にも指定されている良好な自然景観を縦貫する生月農免農道が、生月島の主要な幹線道路となっています。



生月大橋

エ 抛点景観

〔橋梁の景観〕

生月島と平戸島との交通の結節点である生月大橋が重要なランドマークとなっています。

〔キリスト教文化に関わる景観〕

生月島は、キリスト教が布教された当時に一斉改宗した地であり、信仰の中心である山田教会や関連する史跡などとともに、当時の生業の景観を彷彿させる山頭草原での牧畜の様子や棚田の風景が、生月島のキリスト教文化を伝える景観要素となっています。



山田教会

オ 眺望景観（眺望点）

大バエ灯台からは、生月島北部の眺望景観、大島や度島を遠望する海域への眺望景観がみられます。また、生月大橋からは、生月島南部及び東側の眺望景観がみられます。この他、生月農免農道（西海岸サンセットウェイ）からは、断崖など海岸線の景観がみられます。

生月地区の景観の概況



【主な景観資源】

【自然景観資源】

- ▲ 主な山岳
- 河川
- △ 断崖
- ◆ 砂浜海岸（海水浴場）
- ◇ その他

【歴史・人文景観資源】

- △ 国文化財
- △ 県文化財
- △ 平戸市文化財
- △ その他登録文化財等
- + 教会
- その他

【その他景観資源】

- その他景観資源

【その他】

- 田園・集落景観
- 山地・森林の景観
- ▲ 主要なランドマーク
- 主要な展望点
- 主要な幹線道路

(3) 田平地区

ア 自然景観

〔丘陵・台地の景観〕

田平地区は、大部分が100mから200m程度の低平な丘陵地及び台地となっています。

〔海岸線の景観〕

西側の海岸線は、丘陵地まで急傾斜でせり上がり、多くは標高差の大きい断崖となっています。また、北側の海岸線は、多くが北松県立公園に指定されています。



台地状の地形

イ 田園・集落景観

〔田園・集落の景観〕

比較的平坦な台地上を中心として田畠が広がっています。平坦地には主に水田、やや傾斜のある場所には主に畑地が分布しています。田平天主堂付近にはカトリック集落があり、この周辺には彼らが開墾した農地が広がっています。



台地上に広がる田園

ウ 市街地景観

〔市街地の景観〕

松浦鉄道のたびら平戸口駅周辺から田平港に至る沿線は、田平地区の中心市街地であり、商業施設や住宅などが集積しています。また、幹線道路の沿線にも商業施設や住宅などが点在しています。



たびら平戸駅周辺

エ 道路景観

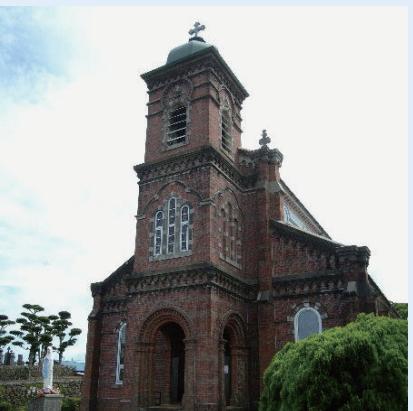
〔幹線道路の景観〕

田平港を中心に松浦方面と佐世保方面とを結ぶ一般国道204号、一般県道以善田平港線及び北松公園平戸口線が主要な幹線道路となっています。

オ 拠点景観

〔橋梁の景観〕

田平地区と平戸島を結ぶ交通の結節点である平戸大橋が重要なランドマークとなっています。



田平天主堂

〔カトリック教会と関連史跡の景観〕

国指定重要文化財にも指定されている田平天主堂が、カトリック信者の多く居住する当該地域のランドマークとなっています。また、一帯には、各地より当地に移住してきたキリスト教徒により開墾された農地が広がっています。

カ 眺望景観(眺望点)

平戸大橋や田平公園、田平天主堂からは、平戸瀬戸の景観や、対岸となる平戸島の川内岬をはじめとする山並みへの眺望景観がみられます。また、中瀬草原からは、大島や度島を遠望する海の眺望景観がみられます。

田平地区の景観の概況



[主な景観資源]			[その他]
[自然景観資源]	[歴史・人文景観資源]	[その他景観資源]	
■ 瀬れ谷 ● 多島海 — 河川 ◆ 砂浜海岸 (海水浴場) ◆ その他	▲ 国文化財 ▲ 県文化財 ▲ 平戸市文化財 ▲ その他登録文化財等 +/- 教会	■ その他景観資源	■ 市街地景観 ■ 田園・集落景観 ■ 山地・森林の景観 △ 主要なランドマーク ○ 主要な眺望点 — 主要な幹線道路

(4) 大島地区

ア 自然景観

〔山並みの景観〕

大島地区は、島の中央部を標高200m前後の山が東西南北に走っています。一帯に起伏が多く、平坦地に乏しい地形となっており、島のほぼ中央部にあたる平の辻が最高峰となっています。また、島の中央部の山地には農業用溜池が点在しています。

〔海岸線の景観〕

海岸線の多くは断崖となっており、特に西端部の大賀断崖、東端部の沖山断崖付近は、北松県立公園に指定される景勝地です。



沖山断崖

イ 田園・集落景観

〔棚田・段畑と漁業集落の景観〕

北東の大根坂湾、南西の的山港、南東の神浦港が主な集落域となっています。それぞれの周辺に棚田・段畑が形成されており、漁村集落と棚田・段畑と山並みと海岸線が一体となったまとまりのある景観を形成しています。特に大根坂湾の一帯には広大な棚田・段畑が広がっています。



大根坂の棚田

〔歴史的漁業集落の景観〕

島の南側に面する的山と神浦の両漁業集落は、捕鯨業を契機として栄えた伝統的港町の雰囲気を色濃く残す独特の景観を形成しています。このうち、神浦は、平成20年に「平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区」に選定されています。



神浦港

ウ 道路景観

〔幹線道路の景観〕

フェリーが発着する的山港と神浦港、大根坂の集落を結ぶ一般県道大根坂的山線が主要な幹線道路となっています。



沖山の風力発電

エ 拠点景観

〔交通拠点の景観〕

大島と平戸島や度島が結ぶフェリーが発着する的山港と神浦港が海上交通の要所となっています。

〔風力発電の景観〕

沖山断崖及び大賀断崖の付近には、大型の風力発電が合計16基設置されており、島の多くの場所から見ることができます。

オ 眺望景観(眺望点)

平の辻農村公園からは、島の北部に広がる大根坂の棚田と海の眺望景観がみられます。

大島地区的景観の概況



【主な景観資源】		【その他】	
【自然景観資源】		【歴史・人文景観資源】	
■ 河川	△ 国文化財	■ 田園・集落景観	○ 主要な展望点
△ 断崖	△ 県文化財	■ 山地・森林の景観	— 主要な幹線道路
	△ 平戸市文化財		
	△ その他登録文化財等		
	△ その他		

3 景観上の問題点

(1) 建築物及び工作物の周辺景観への不調和

本市は、山地や丘陵地の緑豊かな自然景観が各所にみられ、また、個性的な歴史・文化資源により形成される歴史景観が多く分布していますが、これらの景観に調和しない建築物や工作物が一部でみられます。

また、低平な丘陵地や山並みの緑地などでは、高圧鉄塔や高圧線、電波塔、照明塔等の工作物がスカイラインの眺望を遮るように立地し、場所によっては突出した印象を与えている場合があります。

この他、道路などの公共施設においても、長大なモルタルのり面やガードレールなどが、周囲の景観や眺望景観に不調和な印象を与えているところがあります。

(2) 大規模開発等による周辺景観への影響

開発の規模によっては、大規模な建築物や工作物の出現、大きな地形変更、森林等の伐採などを伴うこともあり、周辺景観に大きな影響を与えている場合があります。

(3) 棚田等の田園・集落の変化

田園・集落では、第一次産業の低迷と担い手不足により、農地や森林などの施業放棄や荒廃が進み、景観にも影響を与えているところがあります。

本市は平坦地に乏しい地形条件のため、各地に棚田や段畠が見られますが、圃場整備などに伴い、一部では従来の石積みからコンクリートブロック等による擁壁に変わりつつあります。

(4) 道路沿いや漁港・港湾における物品の集積

道路沿いの空き地や漁港などでは、各種物品や工事用の資材等が無造作に積み上げられて長期にわたって放置されているところがあり、地域の景観に影響をあたえている場合があります。

景観計画区域の設定

1 区域設定の考え方

(1) 全市を対象とした景観形成の必要性

本市では市域全域にわたって数多くの景観資源が分布しており、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる大切な景観です。

これまで、自然公園による自然景観の保全や平戸市風致保存条例や長崎県美しいまちづくり推進計画などをはじめとする施策により、特定の範囲における良好な景観の形成が進められてきましたが、各地で見られる良好な景観を守り、さらにより良い景観へと育んでいくためには、限定された景観施策だけでなく、市域全域にわたって対策が講じることが必要です。

また、本市の特徴である豊かな眺望景観を保全していくためにも、特定の範囲だけの景観形成だけでなく、より広域的な景観施策が必要です。

今後も、平戸市の魅力を守り高めていくために、全市での広域的な観点からの景観配慮が求められます。

(2) 区域設定の考え方

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では、全市の中でも特に重点的に景観形成を進めることが必要な地域（以下「重点景観計画区域」と称する。）を定め、きめの細かなルールを設定し地域の特性に応じた景観誘導を図るとともに、その他の市域全体（以下「一般景観計画区域」と称する。）においても必要最小限の緩やかなルールを設定し、広域的な観点からの景観誘導を図ります。

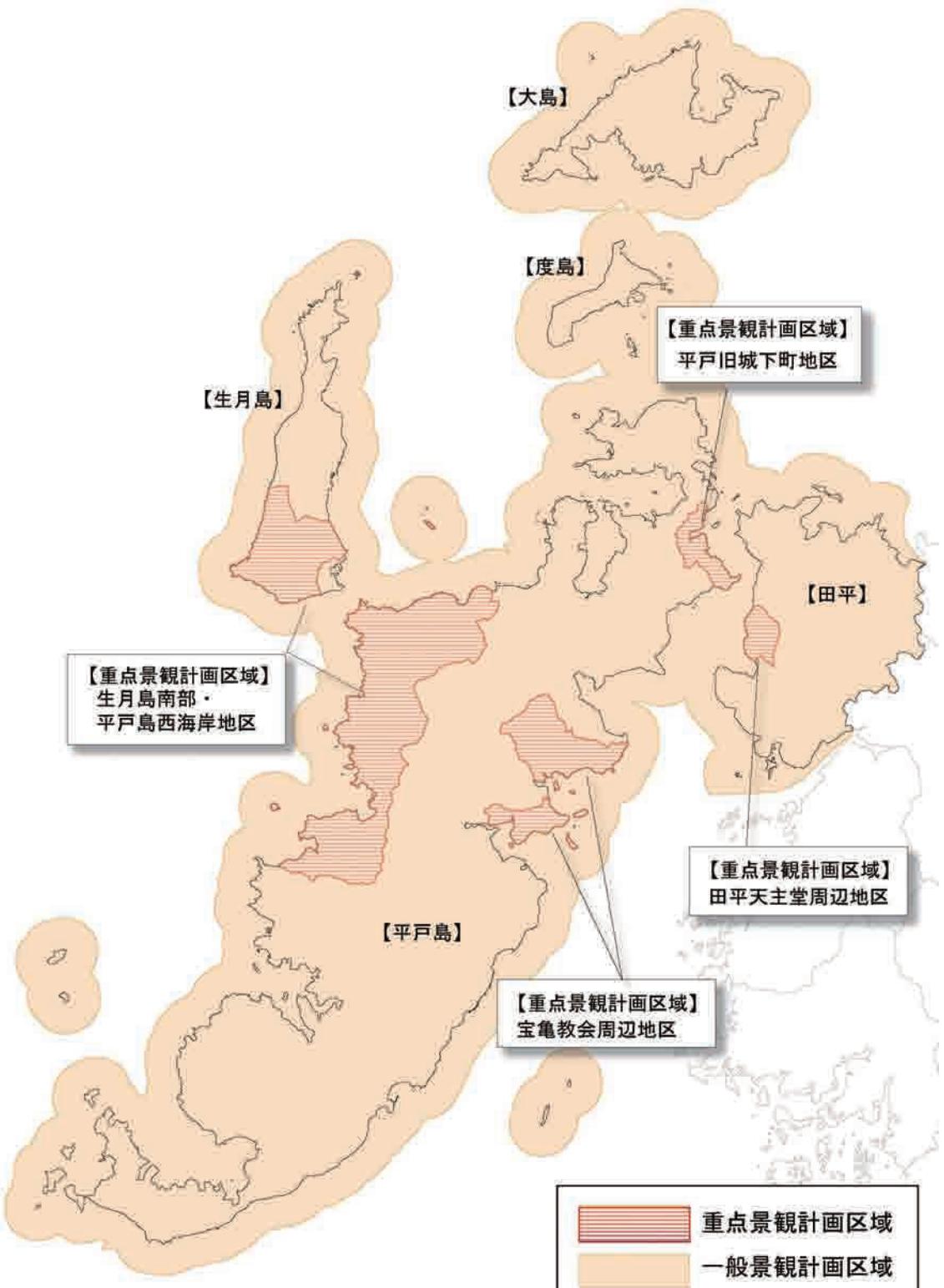
そして、重点景観計画区域を全市の景観形成を進める上で一つの引金とし、市民の景観形成に対する意識の高まりを踏まえながら、必要に応じて重点景観計画区域を増やしていくなど、さらなる景観形成施策を展開していくこととします。

2 一般景観計画区域の設定

重点景観計画区域（後述）を除いたその他の市域全体（汀線から1kmの範囲内の公有水面を含む）を「一般景観計画区域」として定めます。

第3章 景観計画区域の設定

一般景観計画区域及び重点景観計画区域の範囲



3 重点景観計画区域の設定

市域の中でも特に優れた景観を有する地域、もしくは観光開発など各種開発が進み地域の景観を適切に誘導する必要がある地域として、以下の4地区を「重点景観計画区域」に定めます。

(1) 平戸旧城下町地区～旧城下町のまちなみ景観～

平戸旧城下町地区は、松浦氏の城下として発展し、大航海時代の面影を残す一群の建築物や史跡、平戸におけるキリスト教布教を物語る建造物などが多く分布しており、以下のような特質を踏まえて、風格のある歴史的まちなみや、重層的な歴史を感じさせる景観を保全し、賑わいのある観光拠点の魅力を維持・向上するため、重点景観計画区域に設定し、経済活動との調和のとれた適切な景観誘導を図ります。

ア 平戸藩の城下として栄えた港町

海外交易が盛んに行われた平戸城下町は、経済的な繁栄が藩を支えるとの考えから、その城下の港を中心に商人を集めた町屋を形成し、武家屋敷は山手に集めた丘陵地の地形を活かした都市構造となっており、現在もその形状をとどめています。特に、江戸時代後期から昭和初期にかけて建てられた町屋の建物が良好な状態で残されており、切妻の瓦屋根や軒を支える持送（もちおく）り、窓を飾る格子などが独特の景観を作りだしています。

また、松浦氏の居城である平戸城は、平戸瀬戸を自然の要塞に見立てた海城の性格を持った城であり、多くの場所から見ることのできる平戸市のシンボルとも言える建築物です。

イ キリスト教伝来の地

1550（天文19）年、聖フランシスコ・ザビエルが平戸でキリスト教の布教を開始して以来、多くの宣教師が当地を訪れており、キリスト教布教の初期にはキリシタンの拠点ともなっていました。後に建設された平戸教会は、聖フランシスコ・ザビエルの来訪を記念して、聖フランシスコ・ザビエル記念教会と称され、平戸城と並ぶ同地区の良好な景観資源となっています。

平戸城下には瑞雲寺・光明寺など松浦氏と関連の深い寺院も数多く点在しており、異文化が交じり合った多様で重層的な歴史的まちなみを形成しています。

ウ 平戸市の中心市街地

当該地区は、平戸市の海の玄関口である平戸港があり、また、陸上交通の結節点である平戸大橋に近接していることなどから、現在も平戸市の都市機能が集積する中心市街地となっており、多数の宿泊施設や飲食店などの商業施設が建設されています。このことから平戸市における最も重要な観光拠点となっています。

第3章 景観計画区域の設定



平戸城



瑞雲寺・光明寺の沿道

平戸教会
(聖フランシスコ・ザビエル記念教会)

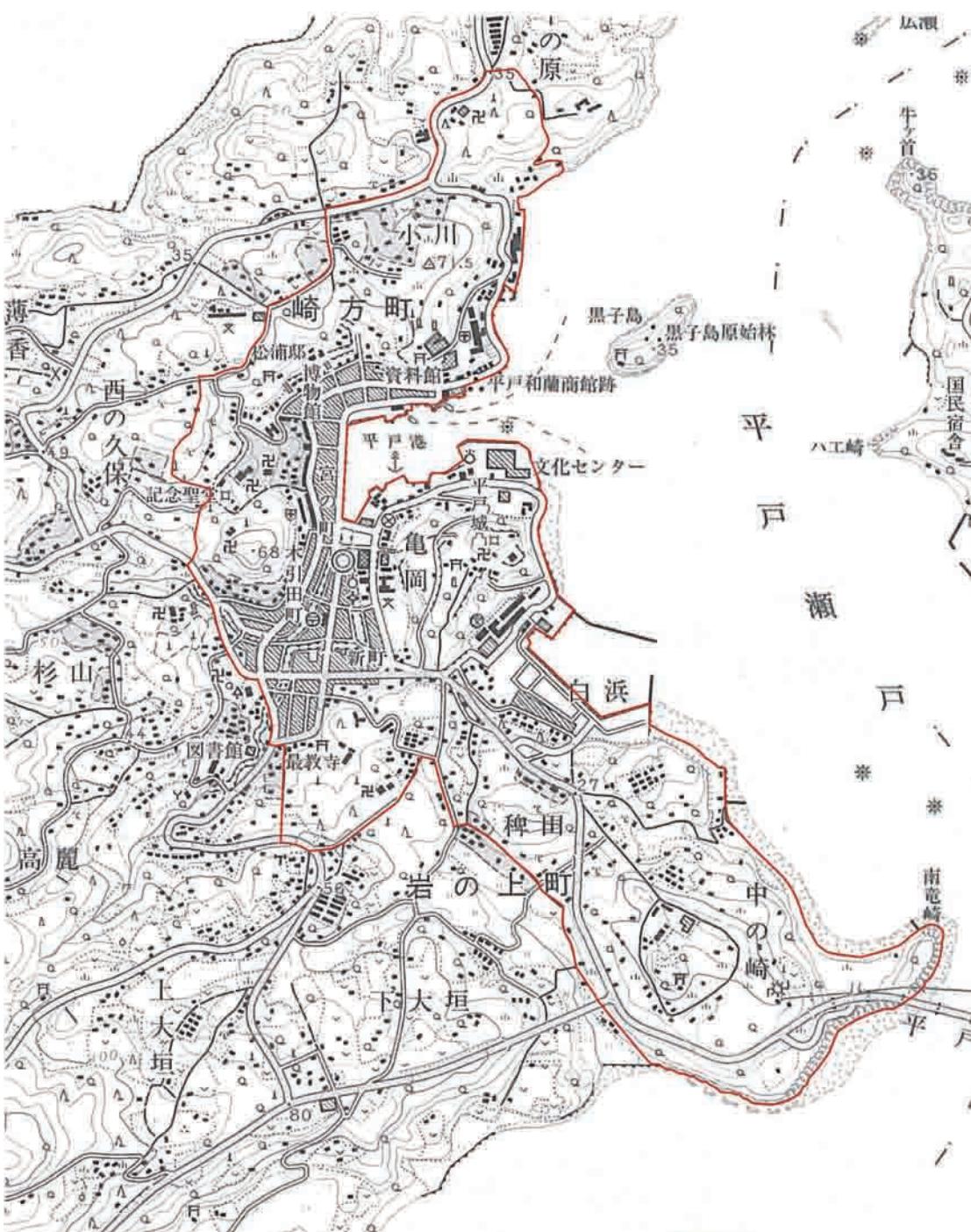
平戸旧城下のまちなみ



平戸城から中心市街地及び平戸瀬戸への眺望

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「平戸旧城下町地区」の範囲



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「平戸旧城下町地区」の範囲（空中写真）



注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

(2) 生月島南部・平戸島西海岸地区～キリスト教信仰に由来する文化・歴史景観～

生月島南部・平戸島西海岸地区は、キリスト教が布教された当時から今日のカトリックまで繋がる450年連続した歴史を持つ国内最古の教区とも言え、以下のような特質を踏まえて、地域住民の生業を伝える棚田・段畠や牧野の景観を将来に亘って保全し、この背景となる自然景観との調和を保つため、一定の基準に基づく景観形成の必要性が認められることから、重点景観計画区域に設定し、積極的な景観誘導を図ります。

ア 地域の生業を伝える棚田・段畠や牧野

農林漁業を中心とした営みが今日まで継承されおり、地域の生業の様子を今日に伝える棚田・段畠や牧野などの景観が分布しています。生月島南部には、山頭草原から南に草原（放牧・採草地）が広がり、牧垣に腰高程度の高さの石垣を用いた独特の形態の牧野がみられ、平戸島西海岸地区には、山域から海域までの距離が短かく急峻で平地が少ないという地形条件を活かした棚田・段畠が広がっています。

また、一帯には、平地が少ないため高い垣（石垣）をともなった住宅や、板壁の住宅からなる集落が形成されており、田園や自然景観との調和が保たれています。

イ キリスト教信仰の歴史資源

1550（天文19）年に平戸を訪れた聖フランシスコ・ザビエルによって始まったキリスト教信仰は、1558（永禄元）年と1565（同8）年に行われた一斉改宗によって、当時籠手田氏と一部氏が治めていた度島、生月島、平戸島の西海岸に多くの信者を得ました。江戸時代に入ると相次ぐ弾圧で多くの犠牲者（殉教者）を出しますが、信者は聖具を秘匿し、行事を密かに行い、信仰を伝えっていました。

このため、当該地区では、古くからキリスト教が伝わったことを物語る事物や、墓地や史跡が多く残されています。

ウ 信仰の対象ともなっている自然景観

本市の最高峰である安満岳、海上の孤島である中江ノ島、砂浜海岸である根獅子の浜などかくれキリスト教の信仰対象（聖地）となっている自然資源が点在し、お水取りなどが行われています。

また、これらの場所を含め、西海国立公園に指定されている良好な自然景観が広範囲に分布しており、キリスト教信仰の歴史資源や、地域の生業の景観と一体となって、文化的な景観を形成しています。

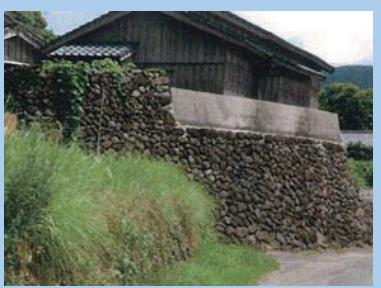
第3章 景観計画区域の設定



安満岳と棚田と集落



根獅子の浜（殉教地）と集落



住宅の石垣（飯良地区）



獅子地区の棚田



山頭草原



山頭草原付近での農耕作業風景



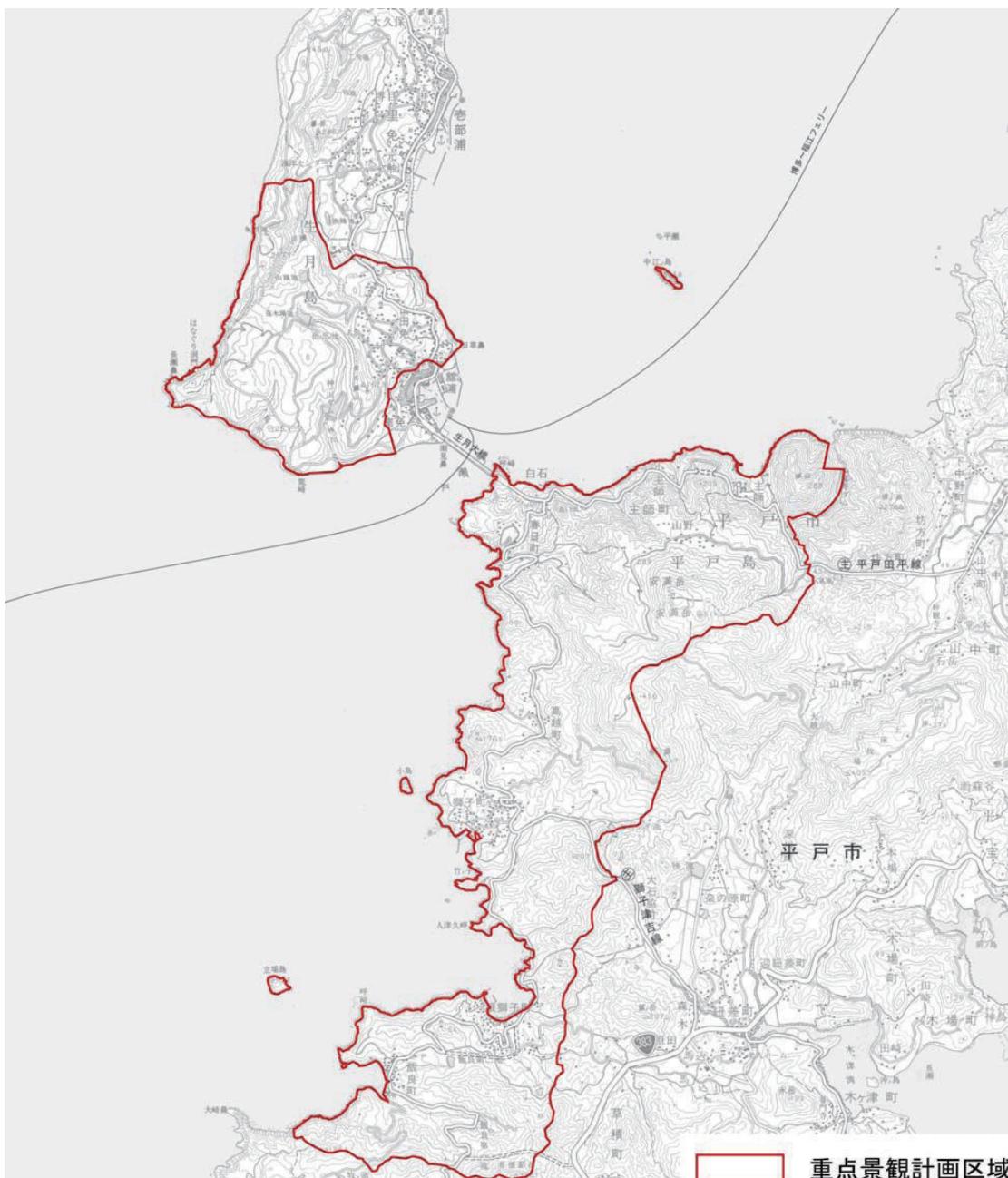
鯛の鼻から生月島南部への眺望



鯛の鼻から平戸島西海岸への眺望

第3章 景観計画区域の設定

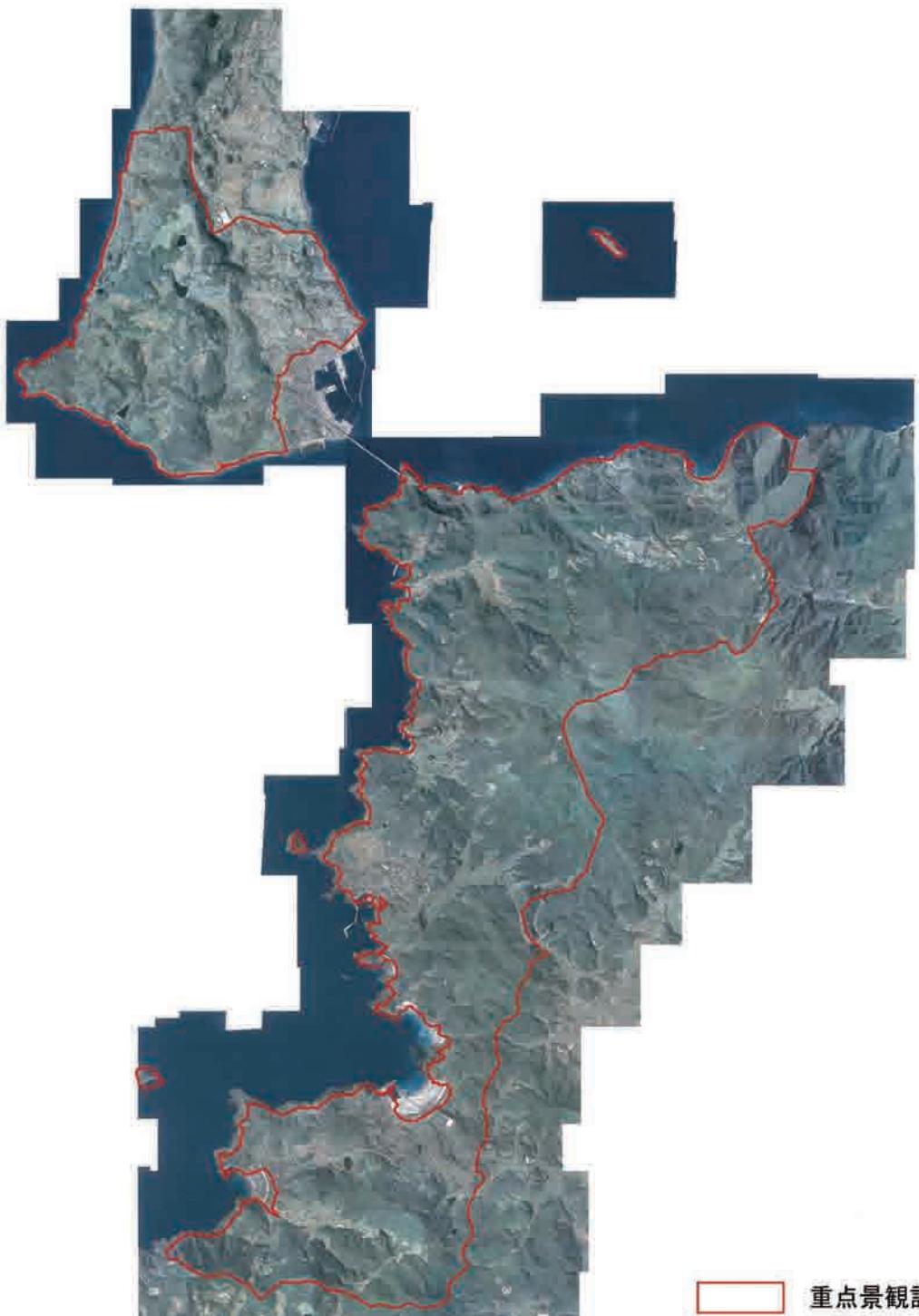
重点景観計画区域「生月島南部・平戸島西海岸地区」の範囲



注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「生月島南部・平戸島西海岸地区」の範囲（空中写真）



重点景観計画区域

注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

(3) 宝亀教会周辺地区～すぐれた教会建築とその周辺景観～

宝亀教会周辺地区は、カトリックの復活の象徴として建設された優れた教会建築である宝亀教会（県指定文化財）を中心として、カトリック信仰の拠点となっている地区であり、以下のような特質を踏まえて、教会建築と周辺景観との調和を保つために、一定の基準に基づく景観形成の必要性が認められることから、当該区域を重点景観計画区域に設定し、積極的な景観誘導を図ります。

ア カトリックの復活の象徴である宝亀教会

明治から大正時代は、キリスト教の禁教令が解かれ、長崎県をはじめとする多くの地域でカトリックの復活のシンボルとして教会が建設された時期です。このような中、宝亀教会は、マタラ神父が1897（明治30）年に自ら指導して建設にとりかかり、翌年に完成させた教会建築です。宝亀教会は、特に優れた価値が認められることから、現在、県指定文化財に指定されています。

宝亀教会は、当時信者の多かった京崎地区と雨蘇（うそ）地区の2つの仮教会を統合するにあたり、両地区から遠くない場所で、建設資材が運びやすい海に面する当該地区に建設されました。宝亀教会は宝亀湾を見下ろす高台に立地し、海域からの視認性が高く、地域のシンボルとなっています。

イ キリスト教の関連史跡と農漁業集落の景観

京崎地区と雨蘇地区と異なり、宝亀教会が立地する宝亀地区は、従来はカトリック集落ではありませんでした。

宝亀教会の眼下に位置する宝亀湾付近には、傾斜地が多く平坦地に恵まれないという地形条件であるために高く積まれた石垣がみられる坂道が多く、また、猿田彦神社や法樹寺などの社寺や、古くから残る巨樹・巨木、傾斜地を利用した棚田・段畑などの農耕地がみられ、落ち着いた佇まいの農漁業集落となっています。

このように、宝亀教会周辺地区では、キリスト教の関連史跡と農漁業集落とが一体となって、歴史の重層を感じさせる景観が形成されています。

第3章 景観計画区域の設定



宝亀教会



マタラ神父の墓



猿田彦神社



周辺住宅の生垣の石積



教会周辺の巨木（ヒゼンマユミ）



田園風景



宝亀漁港から宝亀教会への眺望

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「宝亀教会周辺地区」の範囲



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「宝亀教会周辺地区」の範囲（空中写真）



注：地先の公有水面を含む。

(4) 田平天主堂周辺地区～すぐれた教会建築とその周辺景観～

田平天主堂周辺地区は、カトリックの復活の象徴として建設された優れた教会建築である田平天主堂（国指定重要文化財）を中心として、カトリック信仰の拠点となっている地区であり、以下のような特質を踏まえて、教会建築と周辺景観との調和を保つために、一定の基準に基づく景観形成の必要性が認められることから、当該区域を重点景観計画区域に設定し、積極的な景観誘導を図ります。

ア カトリックの復活の象徴である田平天主堂

宝亀教会と同じくキリスト教の禁教令が解かれた後、田平天主堂は、長崎県内の数々の教会建築に携わった鉄川与助により設計され、1915（大正4）年に着工、1917（同6）年に竣工しました。長崎県内のレンガ造教会堂としては最晩期の建築であり、外観・内観ともに完成された意匠を見ることができ、特に優れた価値が認められることから、現在、国指定重要文化財に指定されています。

田平天主堂は、海に迫った台地上で農地が広がる目立つ場所に建設されており、周辺のカトリック集落のシンボルとなっています。

イ カトリック集落の田園・集落景観

田平天主堂周辺地区は、開墾に有望な土地として、1886（明治19）年に黒島のラゲ神父と外海のド・ロ神父が各自に土地を購入して信者を入植し、その後も信者が相次いで移住してカトリック集落が形成されました。現在も農耕が行われている田平天主堂周辺地区の農地は、主に彼らの手によって開墾されたものです。

また、一帯には、教会の建設に使用された貝焼場やカトリック信者の墓地などの歴史的資源が残されています。

これら、教会建築、カトリック集落、農地、関連史跡等が一体となって、特有の田園・集落景観が形成されています。

第3章 景観計画区域の設定



田平天主堂



瀬戸山墓地



貝焼場跡



田平天主堂と周辺の農地



周辺住宅の生垣(マキノキ)



畠地の石積み



田平公園から田平天主堂への眺望

重点景観計画区域「田平天主堂周辺地区」の範囲



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

注：地先の公有水面を含む。

第3章 景観計画区域の設定

重点景観計画区域「田平天主堂周辺地区」の範囲（空中写真）



 重点景観計画区域

注：地先の公有水面を含む。

良好な景観の形成に関する方針

1 景観形成の基本理念

九州の北西端に位置する本市は、大小の島々と起伏の多い地形が織り成す多様で魅力的な自然景観を有する景勝の地であり、ポルトガル・スペインやオランダ・イギリスなど異国文化を受け入れながら独自の歴史・文化を育んできた歴史のあるまちです。また、捕鯨の歴史を背景として発展した漁業の景観や、傾斜地を利用した棚田・段畠の景観など、農林漁業により育まれてきた豊かな生業の景観も息づいています。

平戸市の景観形成は、これらの多彩で魅力ある景観資源を最大限に活かして、市民が誇りをもち、観光などに訪れる人の心に残るような、かけがえのない景観という財産を「守り」「育み」「活かす」ことにより推進するものとします。

【景観形成の基本理念】

市民が誇りをもち、訪れる人に残る景観づくり

2 景観形成の基本方針

■ 景観を守る

◇ 基本方針1：景観の基盤となっている自然景観を守る

本市の特長である起伏の多い山並みや丘陵地、標高差の大きい断崖や良好な砂浜をともなう海岸、海洋に浮かぶ島々などの自然景観はそれ自体が良好な景観資源であるとともに、市街地や集落などの背後景観としての役割を果たし、市の景観の基盤を形成しています。

このような自然景観は、市内のいたるところで豊富な自然環境の雰囲気を醸し、住む人に潤いとやすらぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、これら自然景観と調和した一体感のある景観の形成を推進します。特に、建築物や工作物の建設等の際には、周囲の自然景観から突出した印象を与えることのないよう周辺との調和に十分に配慮します。

◇ 基本方針2：平戸市の個性を形づくる歴史景観を守る

異国との交易の歴史を今に伝える平戸旧城下町の歴史的まちなみ、弾圧の歴史を経ていまなお息づくキリスト教文化の関連史跡、カトリックの復活の象徴であり信仰の拠点である教会群、捕鯨の歴史が色濃く残る港町とその習俗など、いまなお人々の生活に密接に関係しながら平戸市の個性を形づくる景観が多く存在しています。

このような歴史景観は、住む人に郷土への愛着を育むとともに、市の基幹産業ともなっている観光産業の発展に寄与するかけがえのない財産であるため、これらを重要な景観資源として守り後世に伝えます。また、教会など平戸市の個性を形づくる特に重要な歴史的景観資源の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図るとともに、建築物の新築や改築等にあたっては、その地域（集落等）での伝統的なたたずまいの継承を基本とします。

さらに、これらの歴史的景観資源から周辺への良好な眺望景観が保たれるよう、周辺地域での建築物や工作物の位置や高さ、色彩に十分に配慮します。

■ 景観を育む

◇ 基本方針3：賑わいと風格ある市街地の景観を育む

平戸中心市街地及びその周辺や、田平地区を通る一般国道204号及び平戸地区を通る一般国道383号といった幹線道路沿いの一部では、商業施設や業務系施設が立地しています。このような地域では、経済活動の活性化と景観形成を両立しつつ、快適で安全な魅力ある景観の創出を推進します。

特に、平戸中心市街地では、宿泊施設や飲食施設が集積する市の観光拠点としてふさわしい活気のある雰囲気と、歴史的まちなみが醸し出す落ち着いた雰囲気とのバランスを図りながら、本市の顔として風格あるまちづくりを推進します。

◇ 基本方針4：生活と調和した田園・集落の景観を育む

複雑な海岸線や起伏の多い山並み、平坦地の少なさといった地形条件から、海岸沿いや谷あいに棚田や段畑を伴った農漁村集落が点在しています。また、一部では牧畜による草原景観が広がっています。

これらの景観は平戸の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景とも言える大切な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し生活と調和した田園・集落景観を育みます。特に、建築物や工作物の建設等を行う際には、周辺の田園・集落の景観から突出した印象を与えることがないよう、従来からある棚田や段畑及び集落の雰囲気との調和のとれた景観の形成を推進します。

■ 景観を活かす

◇ 基本方針5：良好な眺望景観を活かす

大小の島々で構成され、起伏の多い地形条件を有する本市では、平戸大橋、生月大橋といった島と島を結ぶ交通の結節点や、平戸瀬戸、辰ノ瀬戸の沿岸部からの対岸景観、鯛の鼻や川内岬といった高い場所から島全体を見渡すパノラマ景観など、各所に良好な眺望景観があります。このような眺望景観は、住民のみならず来訪者の心に平戸市全体のイメージとして強く印象づけられるものであることから、主要な眺望点からの景観を著しく阻害することのないよう、建築物や工作物の建設等の際には十分な配慮を行います。

一方、市内の各所を結び、周辺の景観と一体となって景観に連続性を与えている道路も、良好な眺望を活かす重要な眺望点となります。周囲の景観を楽しめる道路として、防護柵、照明、案内標識などの道路付帯施設や道路建設に伴い出現するのり面や擁壁等について周辺景観との調和を図るとともに、沿線各所に適切な眺望スポットを設けるなど良好な眺望点として整備を検討します。

◇ 基本方針6：景観を地域活性化に活かす

景観は、自然、歴史、文化を背景に、そこに暮らす人々の営みの積み重ねにより形成されるものであり、地域住民の暮らしや意識が目に見える形となって現れたものと言えます。また、地域住民の良好な景観に対する意思や景観形成に対する努力が、まちに対する誇りや愛着を育み、後世に良好な景観を残していく原動力になるものと考えられます。

市民、事業者、行政の協働の下、平成17年度に合併した新市が一体となって景観づくりを推進することで新たな平戸市における絆を深め、また良好な景観を形成することで観光産業の活性化に繋げていくなど、景観や景観形成の取り組みを適切に地域活性化に活かすこととします。

3 重点景観計画区域における景観形成の方針

重点景観計画区域においては、歴史的まちなみと調和した賑わいのある観光拠点の形成を図るため、また、文化的な景観の保全を図るため、先に示した「2. 景観形成の基本方針」に加えて次のような方針を定め、より細やかな基準に基づいて、地域それぞれに固有の景観イメージを保全、形成するような積極的な景観誘導を行います。

(1) 平戸旧城下町地区～旧城下町のまちなみ景観～

◆ 方針1：背景となる丘陵地の景観の保全

平戸城と旧城下町のまちなみ景観の背景となる丘陵地の緑地景観を保全するため、擁壁等のり面保護構造物や土石の採取等による丘陵地の自然景観への影響を最小限に抑えます。また、丘陵地のスカイラインから突出した印象を与えないよう建築物、工作物の位置や高さを誘導します。

◆ 方針2：城下町の歴史・文化を感じられる景観の保全

松浦氏の城下町として異国との交易に栄えた史実を伝える様々な歴史・文化資源や、キリスト教の布教及び復活の歴史を物語る教会建築、また、これらが一体となって重層する歴史を感じさせる特徴的な景観など、往時の面影を彷彿させる歴史的資源やまちなみを保全するため、城下町の歴史・文化が感じられる景観から突出した印象を与えないよう、建築物や工作物の色彩を誘導します。

また、主要な眺望点からこのような景観への眺望を阻害することがないよう、建築物や工作物の位置や高さを誘導します。

◆ 方針3：城下町の歴史・文化を活かした地域の魅力の形成

特に歴史的資源が集積する平戸城周辺（浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部）においては、細かなルールに則った建築物の整備を誘導し、交易が盛んに行われた時代の雰囲気を彷彿させるまちなみを積極的に形成し、観光振興に資する魅力的を醸成します。

また、統一的なイメージの各種サイン整備、屋外広告物の規制・誘導、電線の地中化など、まちなみの基盤整備を進めます。

◆ 方針4：賑わいのある魅力的な市街地空間の形成

大島や度島への海上交通の拠点である平戸港の水辺と沿道空間などにおいては、市の中心市街地として、また良好な景観を有する観光拠点としてふさわしい賑わいのある市街地景観を形成します。

また、区域内の主要な道路、港湾、海岸、河川、都市公園を景観重要公共施設に指定し、周辺景観に調和した統一感のあるデザインを促します。

(平戸旧城下町地区に関する補足)

この地区のうち平戸城周辺の9町（浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部）では、平成15年度に「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」を策定し、「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」を基本理念とした良好な景観の形成に積極的に取組んでいます。このため、この該当地区においては、本計画において定める基本方針に加え、同計画に定める基本方針を尊重します。

<「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」に定める基本方針>

- ・まちを歩いてもらうには—「回遊性の確保」
- ・歩きたくなるまちの統一デザインは—「落ち着きをもたせる」
- ・建物を改修・新築する時は—「伝統的町屋にならう」
- ・さらに楽しんで長く居てもらうには—「まちなみでおもてなし」
- ・ひなまつりだけでなく、おもてなしを拡大させるには—「伝統行事でおもてなし」

(2) 生月島南部・平戸島西海岸地区 ~キリスト教信仰に由来する文化・歴史景観~

◆ 方針1：背景となる山並みの景観の保全

キリスト教信仰に由来する歴史的資源や農漁村集落及び棚田・段畠や草原等の背景となる山並みの自然環境を保全するため、擁壁等の裏面保護構造物や土石の採取等による山並みの自然景観への影響を最小限に抑えます。また、山並みのスカイラインから突出した印象を与えないよう建築物、工作物の位置や高さを誘導します。

◆ 方針2：キリスト教の生業を伝える棚田・段畠や牧野の景観の保全、形成

キリスト教の生業を伝える景観要素である棚田・段畠や牧野との調和のとれた田園・集落景観を保全、形成するため、建築物を旧来の日本家屋をイメージさせるような色彩・形態・意匠へ誘導するとともに、田園・集落の景観に馴染むような工作物の誘導等を図ります。

特に、農漁村集落に存在する棚田・段畠の石垣を設置・改修する際は、昔より行われてきた方法で行い、従来からある景観を保全するよう促します。

また、区域内の主要な道路、漁港、海岸を景観重要公共施設に指定し、周辺景観に調和した統一感のあるデザインを促します。

◆ 方針3：自然景観との調和

当該区域の多くの面積を占める西海国立公園に指定されている良好な自然景観を有する区域に準じ、地域全体での一体的な自然景観の調和を図るため、建築物や工作物の景観誘導を行います。

なお、自然公園法により許可を要する行為（特別地域内で行われる行為）については、自然公園法による十分な景観誘導がなされているため、届出対象行為の適用除外とします。

(3) 宝亀教会周辺地区 ～すぐれた教会建築とその周辺景観～

◆ 方針1：背景となる山並みの景観の保全

教会建築の背景となる山並みの自然環境を保全するため、擁壁等のり面保護構造物や土石の採取等による影響を最小限に抑えます。また、山並みのスカイラインから突出した印象を与えないよう建築物、工作物の位置や高さを誘導します。

◆ 方針2：教会と関連史跡の保護と保全

宝亀教会は、顕著な歴史的重要性が認められることから、文化財保護法により適正に保護し、これらの教会に関連の深い周辺の史跡についても一体的な資源として適切に保全します。

また、カトリック集落において、拠点施設である教会への眺望は、シンボル性の高い重要な景観と言えます。このため、周辺集落域における公共性の高い場所（道路や漁港など）から教会への眺望を保全します。

◆ 方針3：教会と調和のとれた周辺景観の保全、形成

明治時代に建設された宝亀教会と調和のとれた周辺景観を保全、形成するために、建築物を旧来の日本家屋をイメージさせるような色彩・形態・意匠へ誘導するとともに、特に、教会の隣接地については、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないよう、十分に配慮します。

また、教会の周辺に分布する棚田・段畑等の農地については、石垣を設置・改修する際に昔より行われてきた方法で行うなどの配慮をし、従来からある景観を保全、形成するよう促します。

この他、区域内の主要な道路、漁港を景観重要公共施設に指定し、周辺景観に調和した統一感のあるデザインを促します。

(4) 田平天主堂周辺地区 ～すぐれた教会建築とその周辺景観～

◆ 方針1：教会と関連史跡の保護と保全

田平天主堂は、顕著な歴史的重要性が認められることから、文化財保護法により適正に保護し、これらの教会に関連の深い周辺の史跡についても一体的な資源として適切に保全します。

また、カトリック集落において、拠点施設である教会への眺望は、シンボル性の高い重要な景観と言えます。このため、周辺集落域における公共性の高い場所（道路や漁港など）から教会への眺望を保全します。

◆ 方針2：教会と調和のとれた周辺景観の保全、形成

大正時代に建設された田平天主堂と調和のとれた周辺景観を保全、形成するために、建築物を旧来の日本家屋をイメージさせるような色彩・形態・意匠へ誘導するとともに、特に、教会の隣接地については、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないよう、十分に配慮します。

また、主に信者の入植とともに開墾された教会周辺の広がりのある農地は、田平天主堂と一体的に保全すべき重要な景観要素であり、この保全、形成を図るため、開発行為等による影響を最小限に抑えます。

この他、区域内の主要な道路、漁港、海岸を景観重要公共施設に指定し、周辺景観に調和した統一感のあるデザインを促します。

良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

1 一般景観計画区域における行為の制限

全市的に良好な景観の形成を推進していくため、大規模な建築物や工作物の建設など、特に景観に大きな影響を与える行為に対して、以下のような行為の制限を定めます。

(1) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

平戸市景観条例の施行後に以下の行為をしようとする者は、あらかじめ、市長に届け出るものとします。

- ①高さが13m、または、延べ面積が500m²を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ②高さが13mを超える工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ③面積が10,000 m²（都市計画区域内は3,000 m²）以上の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- ④面積が10,000 m²（都市計画区域内は3,000 m²）以上の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(2) 届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）

届出対象行為のうち、以下に該当するものについては、届出の適用を除外します。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ④他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
 - ア 文化財保護法の文化財に関する規定、及び、同法に基づく平戸市伝統的建造物群保存条例の規定により許可、届出を要する行為
 - イ 長崎県文化財保護条例、及び、平戸市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
 - ウ 自然公園法により許可、届出を要する行為
 - エ 長崎県立自然公園条例により許可、届出を要する行為
 - オ 都市公園法の都市公園内で行う行為
 - カ 屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑥国の機関又は地方公共団体が行う行為
※届出対象となる規模の行為については、事前に平戸市への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑦景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア 景観重要建造物
 - イ 景観重要公共施設
 - ウ 景観農業振興地域整備計画

第5章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(3) 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、次の通りとします。

行 為	行為の制限（景観形成基準）
①建築物	<p>〔位置・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点及び重点景観計画区域からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・周囲のまちなみや自然等との調和に配慮した高さとする。 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
②工作物	<p>〔位置・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点及び重点景観計画区域からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・周囲のまちなみや自然等との調和に配慮した高さとする。 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
③土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。 ・跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。
④土地の区画 形質の変更 (都市計画 法第4条第 12項に規定 する開発行 為を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。 ・法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。 ・やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2 重点景観計画区域における行為の制限

重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定めます。

(1) 届出対象行為（景観法第16条第1項関係）

平戸市景観条例の施行後に以下の行為をしようとする者は、あらかじめ、市長に届け出るものとします。

- ①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ②工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ③都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為
- ⑤木竹の伐採
- ⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
- ⑦水面の埋立て又は干拓行為

(2) 届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）

届出対象行為のうち、以下に該当するものについては、届出の適用を除外します。

- ①地盤面下又は水面下における行為
- ②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
- ③法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ④通常の管理行為、軽易な行為
 - ア 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・建築面積が10m²以下の建築物の新築若しくは移転
 - ・建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、当該行為に係る部分の建築面積が10m²以下のもの（ただし、当該行為に係る部分の外観面積が全体外観の1/2を超えるものは届出を要する）
 - イ 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの
 - ・擁壁等のり面保護構造物その他これらに類するもの（棚田・段畠の石垣を含む）で、その面積の合計が10m²以下の建設等
 - ・垣・さく・塀、その他これらに類するもの（牧野の石垣を含む）で、その高さと長さを乗じた面積の合計が10m²以下の建設等
 - ・電柱・照明柱・サインポール、携帯電話用アンテナ・送電鉄塔、煙突・排気塔、鉄筋コンクリートの柱・鉄塔、電波塔・記念塔、その他これらに類するもので、地盤面から工作物の上端までの高さが15m以下の建設等
 - ・当該敷地に存する建築物に附属する物干場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物の建設等
 - ・消火施設の建設等
 - ・農林漁業を営むために行う、高さが1.5m以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・農林漁業を営むために行う、幅員が2m以下の用排水路又は幅員が2m以下の農道若しくは林道の設置
 - ・その他の工作物で、築造面積の合計が10m²以下の建設等（ただし、自動販売機は届出を要する）
 - ウ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、及び、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為、及び、水面の埋立て又は干拓行為で、以下のいずれかに該当するもの
 - ・当該行為に係る部分の面積が100m²以下のもの（ただし、これにより法面若しくは擁壁が生じ、その高さが1.5mを超える部分の面積の合計が10m²を超える場合は届出を要する）
 - ・農林漁業を営むために行う土石の採取、鉱物の掘採

- 工 木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの**
- ・伐採面積が100m²以下のもの（ただし、景観上、地域のシンボルとなっている樹木など、地域の人々に親しまれ、大切にされてきた木竹の伐採は届出を要する）
 - ・除伐、間伐、枝打ち、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ・仮植した木竹の伐採
 - ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- オ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの**
- ・その用に供される土地の面積が100m²以下、かつ、高さ1.5m以下のもの
 - ・堆積の期間が30日以下のもの
- ⑤他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為**
- ア 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為
- イ 長崎県文化財保護条例、及び、平戸市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為
- ウ 自然公園法の規定により許可を要する行為
- エ 都市公園法の都市公園内で行う行為
- オ 屋外広告物法の規定に適合する行為
- ⑥非常災害のために必要な応急措置として行う行為**
- ⑦国の機関又は地方公共団体が行う行為**
- ※届出対象となる規模の行為については、事前に平戸市への通知が必要である。
なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
- ⑧景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為**
- ア 景観重要建造物
- イ 景観重要公共施設
- ウ 景観農業振興地域整備計画

第5章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(3) 行為の制限（景観形成基準）

届出対象行為に対する行為の制限（景観形成基準）は、4つの重点景観計画区域においてそれぞれ定めるものとし、次の通りとします。

ア 平戸旧城下町地区

行 為	行為の制限（景観形成基準）
①-1 建築物 (浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部以外の地域)	<p>〔位置・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・高さは原則として13m以下とする。やむをえず、それを超える場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのない高さとし、周辺景観との調和を図る。 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <p>〔形態・意匠〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図るため、特異な形態の建築物としない。 ・建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とする。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 <p>〔附帯施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の敷地の境界を囲う場合は、自然石による石垣、生垣とすることを基本とし、ブロック塀またはフェンスを用いる場合であっても、あらかじめ表面に化粧を施した材料を使用したり、修景植栽を併用する等、周辺景観との調和に配慮する。 ・壁面施設及び屋上施設(空調室外機、プロパンガスボンベ、アンテナ等の屋外に設ける施設)は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建築物本体や周辺景観との調和を保つ。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・ライトアップ等を行う場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 <p>〔敷地の緑化措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に樹木がある場合は、できるだけその保全を図る。 ・緑豊かな景観とするため、敷地内はできる限り緑化する。 <p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸旧城下町地区のうち平戸城周辺の9町(浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部)においては、次頁に示す「①-2 建築物(浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部)」に規定する基準により、歴史的まちなみの形成を図る。

注：平戸旧城下町地区のうち平戸城周辺の9町（浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部）においては、次頁に示す基準が適用されます。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為	行為の制限（景観形成基準）
<p>①-2 建築物 (浦の町・宮の町・木引田町・紺屋町・築地町・魚の棚町・職人町・崎方町の全部、新町の一部)</p>	<p>〔構造・外観〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建物は保全し、改修する場合は伝統的な形式を参考に外観を修理する。 既存の鉄筋コンクリート造などの箱型の建物は、歴史的な建物と調和するように、例えば軒庇を付け加えるとか、色を塗り分けるなどにより、大きすぎる構えとならないように外観意匠を工夫する。 新築する場合、構造は木造を基本とする。鉄筋コンクリート造や鉄骨造の場合は、歴史的まちなみを馴染み、大きな壁面にならないように外観に配慮する。 <p>〔階数・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみの連続性を保つためにも、建物の階数は出来る限り2階建とする。やむをえず3階建以上とする場合、3階以上の外壁面を1・2階の壁面線から後退させるとか、色彩やデザインを切り替えるなど、2階建てを基本としたまちなみの連続性を大事にする。 既存建物の改修や新築の場合は、軒や庇の高さを伝統的な町屋に合わせ、まちなみ景観としての連続性の確保に努める。 <p>〔色彩・形態・意匠〕</p> <p>外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りから見える外観は、板張りや漆喰塗りにすることが望ましい。他の材料を使う場合も、歴史的景観に調和する白、黒、茶など落ち着いた色彩とし、自然素材に近い質感をもったものにする。 新築の場合、出来る限り現在の壁面線に揃える。 <p>開口部</p> <ul style="list-style-type: none"> 開口部・建具は木製を基本とする。アルミサッシの場合も、自然素材色に近い落ち着いた色彩にする。 窓には木製の格子や手摺りを設けるなど、伝統的な町屋との調和をはかる。 シャッターは出切る限り控える。やむを得ず設ける場合は、外壁の色にそろえるなど建物全体と調和するデザインとする。 <p>屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> 主屋根は平入り切妻屋根とし、いぶし系の日本瓦葺きを基本とする。 下屋などで鋼板葺きを使用する場合、黒系の無彩色とする。 階数の高い陸屋根の建物についても、軒庇を設けるなどにより、周囲のまちなみと連続するように努める。 <p>細部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 庇や持ち送りなど、平戸の伝統的な町屋の外観を構成している要素を積極的に取り入れる。 <p>〔附帯施設〕</p> <p>建築設備類・自動販売機等</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調室外機やプロパンガスボンベなどは、通りから直接見えない位置に置いたり、直接見えないように木の格子で覆いをするか建物の中に取り込むなど、建物と一体感を保つデザインとする。 自動販売機は、木の格子で覆ったり、建物と調和する色に塗ったり、建物の中に取り込むなど、まちなみと調和するように努める。 <p>日除けテント等</p> <ul style="list-style-type: none"> ビニールの日除けテントはできるだけはずすか、自然素材に近い質感や色彩のものとし、布製のれんや幕をかけるなど、落ち着いた雰囲気となるように配慮する。 <p>〔その他〕</p> <p>空き地・駐車場・宅地と通りの境界</p> <ul style="list-style-type: none"> 本通りにおいては、空き地や駐車場、後退した建物の宅地が通りから直接見えないように、境界に門、板塀、塗り壁の塀、生垣などを設置し、出来る限り歴史的なまちなみの連続性を確保する。 <p>空き地・駐車場の舗装</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き地・駐車場は面積が広く、景観に与える影響が大きい為、アスファルトだけの味気ないものは控え、周辺環境に調和した舗装に努める。 <p>通り面のしつらえ</p> <ul style="list-style-type: none"> 通りに面した建築物や店には、花を飾ったり、のれんをかけるなどして、落ち着きがあり、連続感のあるしつらえとする。 通りには「ばんこ」など、古くからある建物装置を採用して、買い物客や観光客などが休憩できるような場を積極的に提供する。

第5章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為	行為の制限（景観形成基準）
②工作物	<p>擁壁等のり面 保護構造物 その他これに類するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 擁壁等を設置する場合は、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮する。
電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類する工作物の色彩は、ダークブラウン（焦げ茶色）を基本とし、マンセル表色系において、概ね次の通りとする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。また、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。 <p style="text-align: center;">色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
携帯電話用アンテナ、送電鉄塔及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫する。 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機を設置する場合は、木の格子の覆いの使用、周囲の景観に調和した着色、建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
その他	<p>[位置・高さ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 周辺の建物よりも突出したものとせず、原則として13m以下とする。 <p>[色彩等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩は、周辺の自然景観との調和を図るため、落ち着きのある色とし、マンセル表色系において、次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 特に、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その調和に配慮した形態、意匠、色彩とする。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為	行為の制限（景観形成基準）
③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。 跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。
④土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。 法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。 やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 物件を整然と集積または貯蔵する。 眺望点や道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵する。 やむを得ず、眺望点や道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮蔽措置を講じる。
⑦水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。

第5章 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

イ 生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区、田平天主堂周辺地区

行為	行為の制限（景観形成基準）
①建築物	<p>〔位置・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。(宝)(田) ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・高さは原則として13m以下とする。 ・行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないよう、その位置や周囲からの見え方に十分に配慮する。(宝)(田) <p>〔色彩(屋根)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、周囲の自然景観と調和した色彩とすることを推奨する。 ・基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、明度6以下、彩度2以下 <p>〔色彩(壁面)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面の基調色は、茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすることを推奨する(ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする)。 ・基調色として、その他の色彩を用いる場合は、マンセル表色系において、次の通りとし、周囲の自然景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、明度3~8、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、明度3~8、彩度4以下 ・N(黒)系の色相を使用する場合は、明度3~9 ・その他の色相を使用する場合は、明度3~8、彩度2以下 <p>〔形態・意匠〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観との調和を図るため、特異な形態の建築物としない。 ・建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 <p>〔附帯施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の敷地の境界を囲う場合は、自然石による石垣、生垣とすることを基本とし、ブロック塀またはフェンスを用いる場合であっても、あらかじめ表面に化粧を施した材料を使用したり、修景植栽を併用する等、周辺景観との調和に配慮する。 ・壁面施設及び屋上施設(空調室外機、プロパンガスボンベ、アンテナ等の屋外に設ける施設)は、公共空間から目立たない位置に設けるか、建築物本体や周辺景観との調和を保つ。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。 ・ライトアップ等を行う場合は効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。 <p>〔敷地の緑化措置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に樹木がある場合は、できるだけその保全を図る。 ・緑豊かな景観とするため、敷地内はできる限り緑化する。

注：記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」、

記号（田）を付記する項目は「田平天主堂周辺地区」のみ適用する。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為	行為の制限（景観形成基準）
②工作物	
棚田・段畠・牧野	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田・段畠の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。 ・牧野の石垣を設置、または、改修する場合は、昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用い、昔より行われてきた同じ積み方で構築する。(生)
擁壁等のり面 保護構造物 その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等を設置する場合は、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に配慮する。
電柱、照明柱、 サインポール 及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱、照明柱、サインポール及びこれらに類する工作物の色彩は、ダークブラウン（焦げ茶色）を基本とし、マンセル表色系において、概ね次の通りとする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。また、木柱を用いる場合は、素地色も可とする。 <p style="text-align: center; background-color: #ffffcc; border-radius: 50%; padding: 5px;">色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
携帯電話用 アンテナ、 送電鉄塔及びこれらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話用アンテナ、送電鉄塔等を設置する場合は、必要最小限の高さとし、周辺景観との調和を図るよう色彩、形態、意匠を工夫する。 ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、木の格子の覆いの使用、周囲の景観に調和した着色、建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮する。
その他	<p>〔位置・高さ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・特に、宝亀教会及び田平天主堂への眺望については十分に配慮する。(宝)(田) ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。 ・周辺の建物よりも突出したものとせず、原則として13m以下とする。 <p>〔色彩等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、周辺の自然景観との調和を図るために、落ち着きのある色とし、マンセル表色系において、次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

注：記号（生）を付記する項目は「生月島及び平戸西海岸地区」、

記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」、

記号（田）を付記する項目は「田平天主堂周辺地区」のみ適用する。

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

行為	行為の制限（景観形成基準）
③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点や道路その他の公共の場から望見できないように植栽または塀などで遮蔽措置を講じる。 跡地は、速やかに整正するとともに、適切な緑化措置（自然植生の復元、芝や樹木の植栽等）を講じる。
④土地の区画形質の変更（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 掘削若しくは盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正は原則として土羽によるものとする。 法面が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、適切な緑化措置（芝や低木等）を講じる。 やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限のものとし、素材や色彩等の工夫、適切な緑化措置など、周辺景観との調和に十分に配慮する。 行為地が宝亀教会及び田平天主堂に隣接する場合は、教会とその周辺の景観に大きな影響が生じないよう、緑化やその位置の工夫を行うなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。（宝）（田）
⑤木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 物件を整然と集積または貯蔵する。 眺望点や道路その他の公共の場から容易に見えない位置に集積または貯蔵する。 やむを得ず、眺望点や道路その他の公共の場から見えやすい場所に集積または貯蔵する場合は、敷地の周囲を緑化するなどの遮蔽措置を講じる。
⑦水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。

注：記号（宝）を付記する項目は「宝亀教会周辺地区」、

記号（田）を付記する項目は「田平天主堂周辺地区」のみ適用する。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物

(1) 基本的考え方

平戸市の象徴となっている建築物及び工作物で、市民共有の財産として親しまれており、周辺景観に良好な影響を与えるものについて指定します。

(2) 指定の方針

以下のような観点から選定及び指定します。

- 優れたデザインや地域のシンボルとしての役割などにより、良好な景観の形成を促すもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域を象徴するもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

2 景観重要樹木

(1) 基本的考え方

平戸市の象徴となっている樹木で、市民共有の財産として親しまれており、周辺景観に良好な影響を与えるものについて指定します。

(2) 指定の方針

以下のような観点から選定及び指定します。

- 樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- 本市の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 長期間にわたって地域に根付き地域の歴史や多くの人々の思い出を象徴するもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の良好な景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

良好な景観の形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、次のとおり基本方針を定めます。

- 地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度の表現による不調和又は著しい違和感を生じないよう配慮する。
- 建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。
- 主要な眺望点からの眺望に配慮する。
- 複数の広告物はコンパクトに集約化する。
- 必要最小限度の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や樹木などの景観形成上重要な施設等の隣接地にあっては、当該施設等が有するイメージを損ねないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和を欠かないデザインとし、主要な眺望点から当該施設等への眺望を乱さないよう設置位置に配慮する。
- 全市の中でも重点的に景観形成を進めることが必要な地域である重点景観計画区域においては、当該地域が有するイメージを損ねないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和を欠かないデザインとし、主要な眺望点からの眺望を乱さないよう設置位置に配慮する。

なお、現在、長崎県が「長崎県屋外広告物条例」を制定し、規制を行っていますが、今後、屋外広告物に関する県からの権限移譲も視野に入れ、独自の広告物規制の条例制定を目指した取組みを行っていきます。

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

1 基本的な考え方

以下の観点から景観重要公共施設を選定し、整備に関する事項及び占用の基準を定めることとします。

(1) 重点景観計画区域の景観を構成する主要な要素となっている公共施設

景観形成上特に重要な地域（重点景観計画区域）に位置し、地域景観の重要な構成要素となり、周辺景観との調和を特に求められる公共施設を選定します。

(2) 各地域との有機的な連携を図る主要な道路

本市各地域との有機的な連携を図る主要な道路で、周辺景観との調和とともに、本市の顔として、また広域的な景観的連続性が感じられるような整備が特に求められるものを選定します。

2 景観重要公共施設の選定

(1) 重点景観計画区域（平戸旧城下町地区）に係る景観重要公共施設

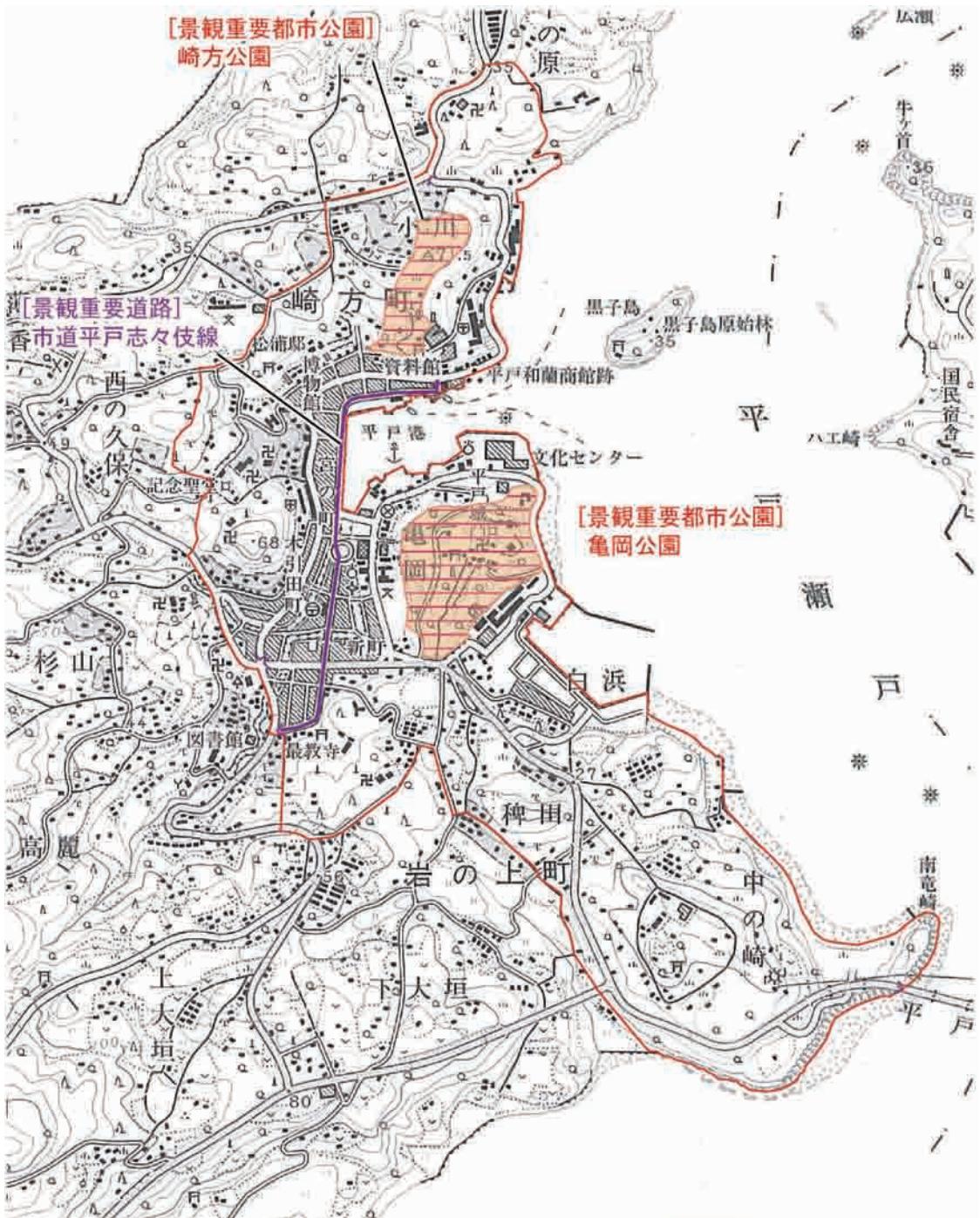
ア 景観重要道路

番 号	路線名	対象区間起点	対象区間終点
道1	市道平戸志々伎線	崎方町字崎方町876-1	職人町字職人町232-1

イ 景観重要都市公園

番 号	公園名	区 域
園1	亀岡公園	都市公園区域
園2	崎方公園	都市公園区域

重点景観計画区域「平戸旧城下町地区」に係る景観重要公共施設の位置



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(2) 重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要道路

番 号	路線名	対象区間起点	対象区間終点
道1	生月農免農道	生月町南免字湯慶田	生月町南免字白土

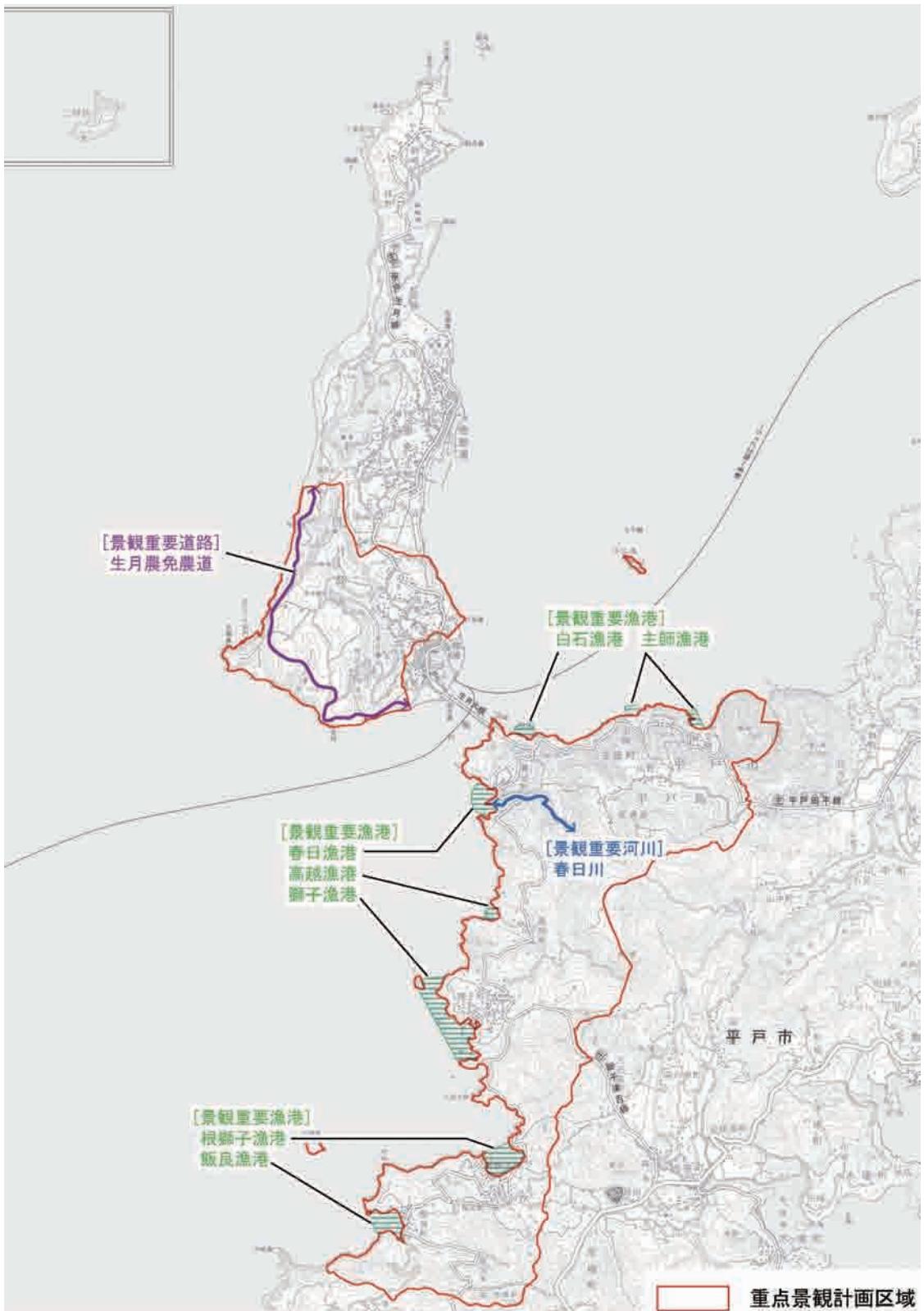
イ 景観重要漁港

番 号	漁港名	区 域
漁1	白石漁港	白石漁港区域
漁2	主師漁港	主師漁港区域
漁3	春日漁港	春日漁港区域
漁4	高越漁港	高越漁港区域
漁5	獅子漁港	獅子漁港区域
漁6	根獅子漁港	根獅子漁港区域
漁7	飯良漁港	飯良漁港区域

ウ 景観重要河川

番 号	河川名	区 間
河1	春日川	平戸市春日町字水洗311番地先(左岸)～河口 平戸市春日町字水洗293番地先(右岸)～河口

重点景観計画区域「生月島南部・平戸島西海岸地区」に係る景観重要公共施設の位置



第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(3) 重点景観計画区域（宝亀教会周辺地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要漁港

番 号	漁港名	区 域
漁1	宝亀漁港	宝亀漁港区域

重点景観計画区域「宝亀教会周辺地区」に係る景観重要公共施設の位置



※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

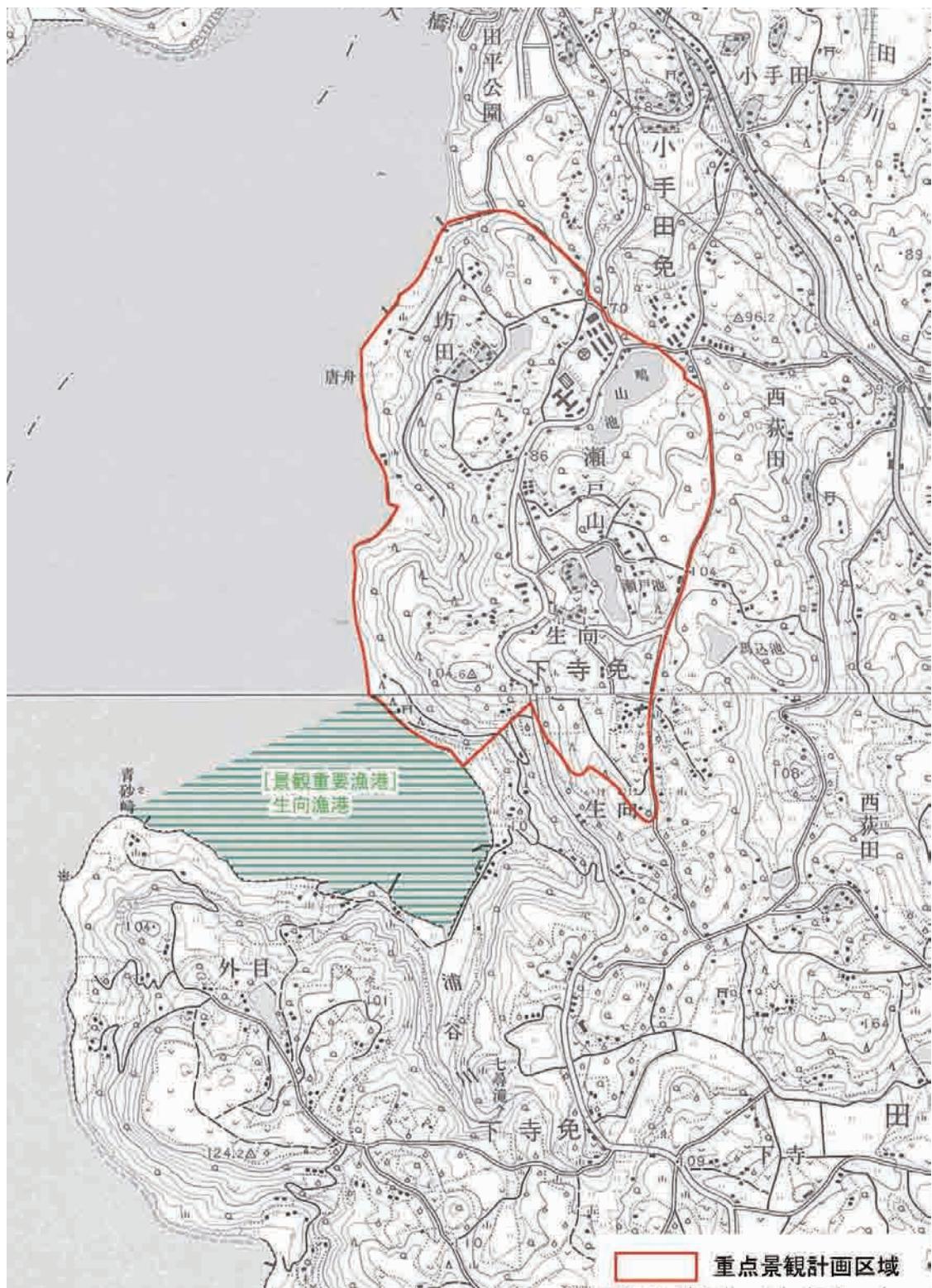
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(4) 重点景観計画区域（田平天主堂周辺地区）に係る景観重要公共施設

ア 景観重要漁港

番 号	漁港名	区 域
漁1	生向漁港	生向漁港区域

重点景観計画区域「田平天主堂周辺地区」に係る景観重要公共施設の位置



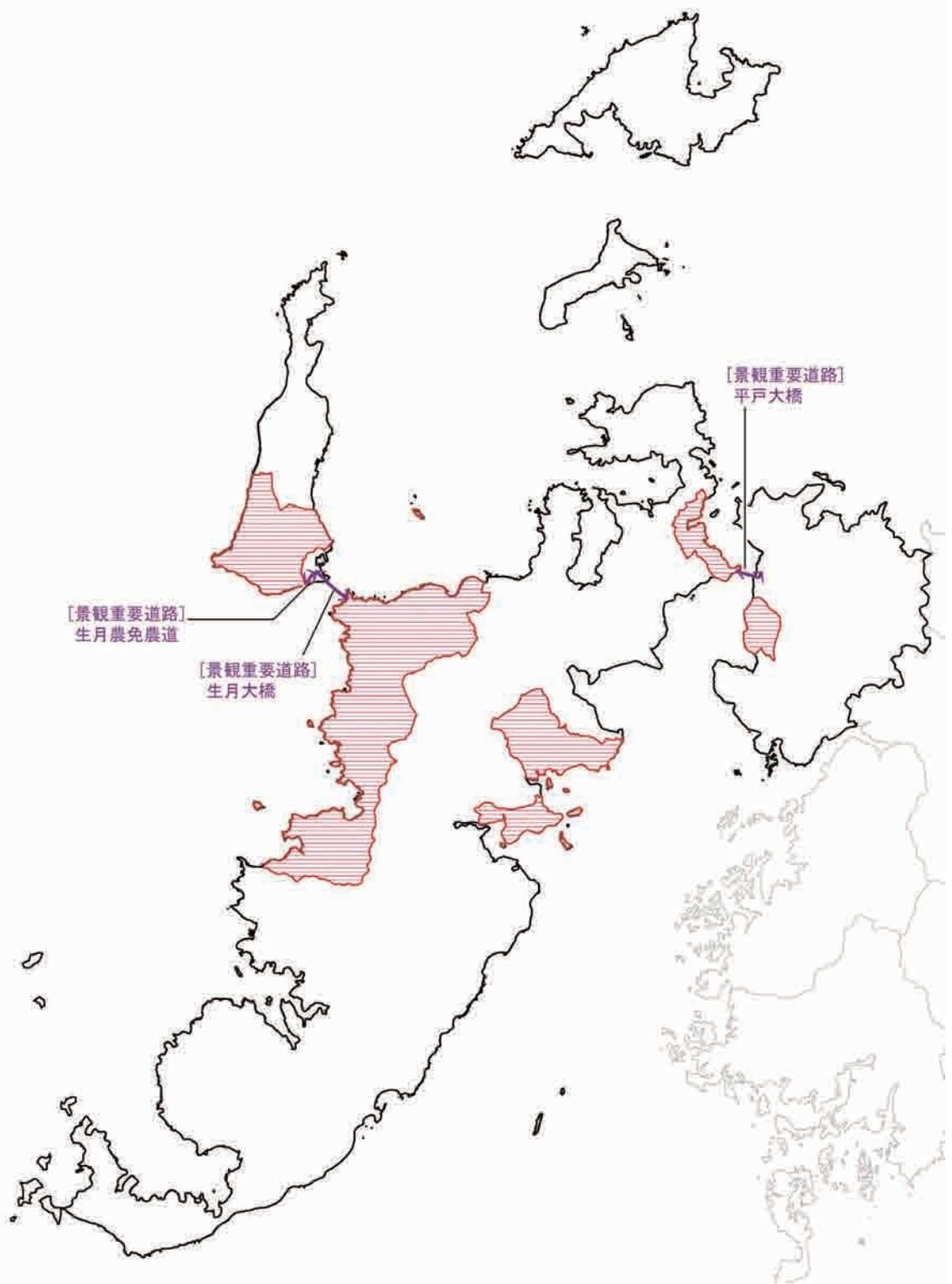
※この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図をもとに作成したものである。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(5) その他、他地域との有機的な連携を図る景観重要公共施設（景観重要道路）

番号	路線名	対象区間起点	対象区間終点
道1	生月農免農道	生月大橋(生月町側)	生月町南免字湯慶田
道2	平戸大橋		全区間
道3	生月大橋		全区間

その他、他地域との有機的な連携を図る景観重要公共施設（景観重要道路）の位置



3 整備に関する事項(整備に関する方針)

(1) 重点景観計画区域（平戸旧城下町地区）に係る景観重要公共施設の整備に関する事項（整備に関する方針）

ア 景観重要道路

(ア) 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然に対する過大な改変を避け、大規模なり面等が生じることのないよう配慮する。

(イ) 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来るだけ緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

(ウ) 道路付属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着きのある形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。(道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。)

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

特に防護柵(鋼製)については、歴史的な町並み景観や自然景観との調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度)を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。

(エ) 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

(オ) 「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環としての道路景観整備

中心市街地にあたっては、舗装の高質化、快適な歩行者空間の整備、電柱・電線等の地中化など、本市が推進する「歴史を活かした歩いて楽しいまちづくり」の一環として景観整備を行う。具体的には「平戸港周辺地区景観形成事業基本計画」(平成16年3月 平戸市)及び関連計画に基づき整備を行う。

イ 景観重要都市公園

(ア) 緑豊かで開かれた空間づくり

緑豊かで開かれた空間を形成し、周辺景観との調和及び連続性を確保すること。

(イ) 使用する素材への配慮

広場、休憩所、遊具等の公園施設の整備にあたっては、自然素材の使用に努めることとし、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

(ウ) 良好的な眺望点の整備

地形の起伏や周辺景観との調和に配慮しながら展望台や遊歩道等を適切に配置し、良好な眺望点として機能するよう配慮すること。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(2) 重点景観計画区域（生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区・田平天主堂周辺地区）に係る景観重要公共施設の整備に関する事項（整備に関する方針）

ア 景観重要道路

(ア) 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然に対する過大な改変を避け、大規模なり面等が生じることのないよう配慮する。

(イ) 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来るだけ緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

(ウ) 道路付属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着きのある形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。(道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く。)

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

特に防護柵(鋼製)については、自然景観との調和や他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度)を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。また、自然景観や田園景観など周囲への眺望を確保する必要がある場所では、ガードケーブルやガードパイプなど出来るだけ透過性の高い防護柵を使用する。

(エ) 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

(オ) 良好な眺望点の整備

眺望を楽しむ上で重要なポイントでは、必要に応じて景観との調和に配慮したポケットパーク等の整備を図る。

イ 景観重要漁港

(ア) 護岸・防波堤等に対する柔らかさの演出

護岸・防波堤等の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

(イ) 工作物の周辺景観との調和

その他の工作物の整備にあたっては、自然素材の使用に努め、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

ウ 景観重要河川

(ア) 護岸整備における周辺景観との調和

護岸の整備については、自然素材の使用につとめ、固い印象を与えることなく柔らかさを演出する工夫を行う。他の素材の使用にあたっては、化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用する。

(イ) その他工作物の周辺景観との調和

その他工作物の整備にあたっても自然素材の使用に努めることとし、他の素材の使用にあたっては、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(3) その他、他地域との有機的な連携を図る景観重要公共施設（景観重要道路）の整備に関する事項（整備に関する方針）

ア 景観重要道路

(ア) 大規模改変の防止

道路の整備にあたっては、現況の自然の過大な改変を避け、大規模なり面等が生じることのないよう配慮する。

(イ) 緑化等による法面や擁壁等の修景

のり面や擁壁等の整備が必要な場合は、出来る限り緑化などの修景措置を行うとともに、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた素材を使用するなど、周辺景観との調和に十分に配慮する。やむをえずモルタル等によりのり面を覆う場合は、明度を抑えたものを使用する。

(ウ) 道路付属物の周辺景観との調和に対する配慮

防護柵、照明施設、案内標識等については、シンプルで落ち着きのある形態・意匠とし、光沢のある素材・反射性のある素材を避けるとともに以下の色彩を使用するなど、突出した印象を与えない配慮を図る。（道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの、安全上やむを得ない場合を除く）。

- ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下
- ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下
- ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

特に防護柵（鋼製）については、自然景観との調和や周辺景観との調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン（焦げ茶色）（マンセル値 色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度）を標準として選定することを基本とする。ただし、平戸市より指示のあったものについてはこの限りではない。また、自然景観や田園景観など周囲への眺望を確保する必要がある場所では、ガードケーブルやガードパイプなど出来るだけ透過性の高い防護柵を使用する。

(エ) 街路樹や植樹帯の整備

潤いの有る道路空間を形成するため、街路樹や植樹帯の整備に努める。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

4 占用許可基準

(1) 景観重要道路（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）

位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 ・標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・電柱、変圧塔、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度)を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、道路法第32条第1項に示す以下の工作物等のうち、地表に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- | | |
|--|---------------------------|
| ○電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、その他これらに類する工作物 | ○水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 |
| ○鉄道、軌道、その他これらに類する施設 | ○歩廊、雪よけ、その他これらに類する施設 |
| ○地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 | ○露店、商品置場その他これらに類する施設 |
| ○その他政令で定めるもの | |

(2) 景観重要漁港における漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準

位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度)を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ○仮設建築物 | ○漁業用工作物(養業・養殖を含む) |
| ○広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの | ○水道管、下水道管、ガス管その他事業の各種管類 |
| ○物干場及び物置場 | ○桟橋その他これらに類するもの |

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(3) 景観重要河川における河川法第24条又は第26条第1項の許可の基準

位 置	・主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。
形態・意匠	・周辺の自然・歴史的景観との調和に配慮し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。 ・建築物は平屋建てとする。
色 彩	・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 [色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度])を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、想定される以下の工作物のうち、地表もしくは水面に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 広告塔、看板、電柱、その他これに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類
- 道路、橋梁、鉄軌道
- 土木施設や鉄工業施設の仮設工作物、材料置き場
- やな、漁業用工作物
- 物置場、物干場、渡船場、係船場

(4) 景観重要都市公園における都市公園法第5条第1項又は第6条第1項もしくは第3項の許可の基準

位 置	・アイストップとなる場所など景観形成上の重要なポイントを阻害しない位置とし、また公園全体の見通しを遮るような配置としない。
形態・意匠	・公園の緑や歴史的景観と調和し、突出した印象を与えるような形態・意匠を避ける。
色 彩	・基調となる色彩は、けばけばしくならないものとする。その範囲は、マンセル表色系において、概ね次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R(赤)、YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・電柱、広告塔及びこれらに類する工作物の色彩は、自然景観との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)(マンセル値 [色相10YR 明度2.0 彩度1.0程度])を基調とする。ただし、平戸市より指示のあったものについては、この限りではない。

【占用許可申請の対象となる工作物等】

占用許可申請の対象となる工作物等は、都市公園法第7条に示す以下の工作物等のうち、地表に現れ、恒久的に設置されるものとする。また仮設の工作物等については、1年以上設置するものを対象とする。

なお、景観計画が策定された際に既に存する工作物等はこの限りではない。

- 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
- 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

＜景観農業振興地域整備計画の区域の検討方針＞

＜景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項の検討方針＞

＜農振法第8条2項第2号、第2号の2及び第4号に掲げる事項の検討方針＞

資料編

1 計画の策定経緯等

(1) 景観法の成立

わが国で初めて、総合的な景観形成の取り組みを法制度化した「景観法」は、平成16年に制定されました。

日付	内容
平成15年 7月11日	美しい国づくり政策大綱の公表
平成15年 7月31日	観光立国行動計画の公表
平成15年12月10日	自由民主党国土交通部会街並み景観小委員会報告
平成16年 2月10日	景観法閣議決定
平成16年 5月14日	衆議院本会議採決
平成16年 6月11日	参議院本会議採決
平成16年 6月18日	景観法公布
平成16年12月15日	景観法政省令公布
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法施行令(平成16年政令第398号) ・景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号) ・都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 (平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号) ・景観行政団体及び景観計画に関する省令 (平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号) ・景観農業振興地域整備計画に関する省令 (平成16年農林水産省令第97号)
平成16年12月17日	景観法施行(第3章を除く)、景観法運用指針発出
平成17年 6月 1日	景観法第3章部分施行(景観地区等)

参考:国土交通省都市・地域整備局都市計画課資料

(2) 景観行政団体への移行

平成16年12月の景観法施行に基づいて、平戸市は長崎県と協議し、平成20年2月に県知事の同意を得て、同年3月に県内では最初の景観行政団体となりました。

日付	内容
平成20年 2月15日	平戸市が景観行政団体になることについて長崎県に協議書を提出。
平成20年 2月25日	平戸市が景観行政団体となることについて長崎県が同意。
平成20年 2月25日	平成20年3月26日付けで景観行政団体となることを告示。
平成20年 3月26日	景観行政団体となる。

(3) 景観計画の策定経緯

ア 平成19年度

日付	内容
平成19年10月12日	世界遺産登録に向けた今までの取り組みと景観計画策定について府内協議 (世界遺産登録についてこれまでの経緯説明、景観条例、計画策定について府内各課の業務分担の確認等)
平成19年10月25日	県土木部 景観まちづくり室との協議 (景観行政団体となるための手続き等の事前協議)
平成19年11月14日	都市計画課関係部署内勉強会 (景観法、景観条例についての勉強会)
平成20年 2月14日	景観計画策定検討部会(準備会) (関係課長・担当者と景観行政団体となるための各課間の事前調整、今後の運営についての協議)
平成20年 2月20日	県土木部 景観まちづくり室との協議 (景観行政団体となった場合についての広報方法等について協議)
平成20年 2月27日	世界遺産登録推進本部設置 (市長を部長とする本部を設置。併せて、景観条例の制定の確認)

イ 平成20年度

日付	内容
平成20年 4月 9日	区長会辞令交付式 (区長会で「景観計画」に関するリーフレットを配布)
平成20年4月17～18日	市都市計画課職員による先進地事例研修 (萩市まちなみ対策課にて計画の策定手続き等に関する研修)
平成20年5月1～6月6日	各区区長会等説明 (景観アンケート及び計画策定のスケジュール等について)
平成20年 6月27日	第1回 平戸市景観計画策定検討部会 (景観計画の策定方針等について)
平成20年 7月 6日	第1回生・平戸の文化的景観推進会議 (景観計画の策定スケジュール等について)
平成20年7月16～31日	景観アンケート調査の実施 (市内5,000名対象、回収率26.5%)
平成20年10月 2日	県田平土木事務所協議 (景観重要公共施設について事前協議(港湾、道路、河川、漁港))
平成20年10月 6日	県北振興局林業部協議 (景観重要公共施設(砂防ダム)について)
平成20年10月 10日	県北振興局建設課及び土地改良課協議 (景観重要公共施設、景観法16条第5項について)
平成20年10月 17日	第2回平戸市景観計画策定検討部会 (景観計画素案、景観重要公共施設等について)
平成20年10月21日	第1回平戸市景観計画策定委員会 (景観法、景観計画素案、景観重要公共施設について)
平成20年10月30日	第2回平戸市景観計画策定委員会 (重点景観計画区域の現地視察)
平成20年11月6～26日	地区説明会 (市内全域20地区で計画素案の説明会を実施。700名参加)

□	県道路公社協議 (景観重要公共施設(橋梁等)について)
□	平戸商工会議所役員会議 (景観計画(素案)について)
□	平戸市産業建設委員会 (本委員会で景観計画(素案)について)
□	第3回平戸市景観計画策定検討部会 (地区説明会における質問、意見に対する対応の検討、計画案の修正について)
□	平戸観光協会協議 (景観計画(素案)について)
□	県田平土木事務所協議 (景観重要公共施設(河港、道路)について)
□	第3回平戸市景観計画策定委員会 (地区説明会における質問、意見に対する対応の検討、計画案の修正について)
□	パブリックコメント(景観計画素案・景観条例案) (意見の募集受付1名)
□	環境省佐世保自然保護官協議 (西海国立公園区域と本市の景観計画区域の重複地区等について)
□	県北振興局総務課管理係協議 (県立公園区域と本市の景観計画区域の重複地区等について)
□	公聴会 (公述申出人3名)
□	平戸市都市計画審議会
□	景観計画告示

「広報ひらど」平成20年2月号、4月号、7月号、11月号にて景観計画及び景観条例等についての情報を掲載し、市民への意識啓発を図りました。

工 地区説明会の実施

景観計画（素案）に関する地区説明会を下表の日程で開催しました。

地区名	対象区域	開催日	開催場所
平戸地区	平戸小学校区内の地区	11月 6日	市離島開発総合センター
	平戸旧城下町地区	11月18日	市社会福祉協議会
	田助小学校区内の地区	11月 6日	田助ハイヤ節伝承館
	度島全地区	11月14日	度島浦公民館
	主師・山野白石・坊方地区	11月18日	主師公民館
	主師・山野白石・坊方地区を除く中野地区	11月 7日	中野ふれあい会館
	宝亀全地区、田崎・神鳥地区及び迎紐差地区の字外首地域	11月 7日	宝亀第3公会堂
	紐差小学校区内(田崎・神鳥地区を除く)及び大川原小学校区内の地区	11月10日	市ふれあいセンター
	根獅子小学校区内の地区	11月10日	根獅子公民館
	獅子小学校区内の地区	11月11日	獅子ふれあい会館
生月地区	高越地区	11月21日	高越公民館
	春日地区	11月21日	春日公民館
	南部中学校区内及び野子中学校区内の地区	11月11日	市多目的研修センター
	山田地区・館浦地区	11月13日	生月船員福祉会館
田平地区	山田地区・館浦地区	11月26日	山田地区活性化センター
	上記以外の地区	11月13日	生月町中央公民館
	上記以外の地区	11月26日	生月町中央公民館
大島地区	坊田区・小手田区・生向区	11月17日	生向公民館
	上記以外の区	11月17日	たびら活性化施設
大島地区	大島全地区	11月14日	大島村離島開発総合センター

才 平戸市景観計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属名	役 職
会 長	籠手田 恵夫	平戸観光協会	会長
副会長	百合永 保	平戸市商工会	会長
委 員	大西 良尚	長崎県建築士会北部支部	副支部長(平戸)
//	町田 雅之	平戸市文化協会	会長
//	丸田 保	平戸市農業委員会	農業委員
//	川渕 幸吉	平戸市漁業協同組合	代表理事組合長
//	豊増 一郎	生月町観光協会	会長
//	青木 繁	平戸口観光協会	会長
//	関東 皓	大島村観光協会	会長
//	松岡 武	平戸商工会議所	会頭
//	高田 弘隆	平戸市地域審議会	副会長
//	富岡 圭司	生月町地域協議会	委員
//	辻村 留雄	田平町地域協議会	委員
//	井元 伸治	大島村地域協議会	委員
委員兼 アドバイザー	濱本 健司	九州地方整備局建政部	計画・建設産業課長
アドバイザー	吉居 秀樹	長崎県立大学経済学部	地域政策学科 教授
//	松永 守	長崎県県北振興局田平土木事務所	所長

2 景観アンケート調査結果(概要)

<調査要領>

- ・調査目的：平戸市景観計画の策定に係る市民意見を把握するため
- ・調査対象：平戸市内に在住の18歳以上の5,000人
- ・調査期間：平成20年7月16日から31日まで
- ・回収数・回収率：下表のとおり
- ・調査方法：郵送方式、催促なし
- ・抽出方法：地域別無作為抽出

回収数・回収率

地域区分	回収数	回収率
1.平戸旧城下町地区	198	28.3%
2.平戸西海岸地区	92	18.4%
3.平戸宝亀教会周辺地区	109	27.3%
4.平戸度島地区	31	15.5%
5.平戸その他地区	214	23.8%
6.生月地区	209	23.2%
7.田平天主堂周辺地区	150	30.0%
8.田平その他地区	109	27.3%
9.大島地区	116	23.2%
不明	98	-
合計	1,326	26.5%

<被験者属性>

- ・性別：男(44%)、女(56%)
- ・年齢：20歳未満(1%)、20歳代(5%)、30歳代(5%)、40歳代(13%)、50歳代(19%)、60歳代(23%)、70歳代(30%)
- ・居住年数：5年未満(10%)、5年以上10年未満(6%)、10年以上20年未満(12%)、20年以上(72%)
- ・職業：農業(11%)、漁業(4%)、自営業(7%)、自由業(1%)、会社員(17%)、公務員(8%)、主婦(夫)(17%)、無職(25%)、その他(10%)

<景観への関心などについて>

- ・市民の83%が景観に関心を持っている。
- ・平戸市の誇れるすばらしい景観（イメージ）として、次のものが約4～5割の人に支持されている。

自然景観：海沿いに広がる断崖絶壁の景観、草原の景観、美しい砂浜の景観
 歴史景観：すぐれた教会建築のある景観、キリスト教信仰に由来する文化・歴史的景観、歴史的なまちなみの景観
 その他：美しい土木構造物の景観

- ・景観を損ねている要因として、次のものが約4～5割の人に認知されている。

耕作されていない荒れた農地、野ざらしになっている廃棄物、空き家・老朽化した家 など

<景観資源などについて>

- ・居住地域で誇れる景観資源として、主に次のものがあげられている（多い順10傑）。

田平天主堂、平戸大橋、塩俵断崖、川内峠、中瀬草原、根獅子海水浴場、大賀断崖、宝亀教会、平戸城、山頭草原
- ・居住地域で誇れる眺望景観（眺望点）として、主に次のものがあげられている（多い順10傑）。

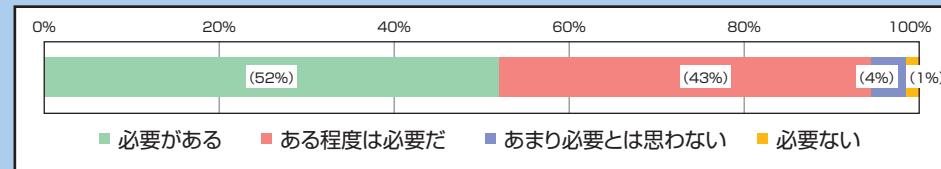
平戸教会付近（寺院と教会が見える景観）、川内峠、大瀬灯台、田平公園、サンセッテウェイ（生月）、京崎公園、崎方公園、平戸城、平戸大橋、白岳（大久保町）、中瀬草原
- ・居住地域で景観的に大切にしたい建物として、主に次のものがあげられている（多い順10傑）。

田平天主堂、宝亀教会、平戸城、紐差教会、松浦史料博物館、神浦の街並み、山田教会、平戸教会（聖フランシスコ・ザビエル記念教会）、島の館、最教寺（三重大塔）
- ・居住地域で景観的に大切にしたい樹木として、主に次のものがあげられている（多い順10傑）。

大椎の木（下寺免）、ハクモクレン（海寺）、アコウ（獅子町）、マキ（龜岡公園）、サクラ（龜岡公園）、茲眼桜（木ヶ津）、大蘇鉄（浦の町）、イチョウ（度島）、イチョウ（八幡神社）、サクラ（田平公園）

<より良い景観づくりの必要性について>

- 市民の95%が平戸市の景観づくりの必要性を感じている。

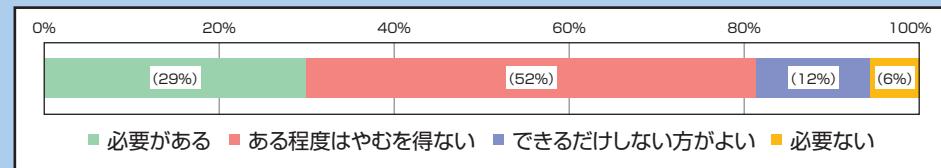


【補足】重点景観計画区域（予定）に在住の方の回答 ※太字は最も多かった回答

地区名（仮称）	必要がある	ある程度必要だ	あまり必要と思わない	必要ない
平戸旧城下町地区	(62%)	(34%)	(4%)	(0%)
生月島及び平戸島西海岸地区	(45%)	(48%)	(5%)	(2%)
宝亀教会周辺地区	(56%)	(40%)	(5%)	(0%)
田平天主堂周辺地区	(57%)	(37%)	(5%)	(1%)

<より良い景観づくりのルール（建物などの高さ・色・形など）の必要性について>

- 市民の81%が景観づくりのルールの必要性を感じている。



【補足】重点景観計画区域（予定）に在住の方の回答 ※太字は最も多かった回答

地区名（仮称）	必要がある	ある程度はやむを得ない	できるだけしない方がよい	必要ない
平戸旧城下町地区	(43%)	(41%)	(13%)	(4%)
生月島及び平戸島西海岸地区	(23%)	(54%)	(14%)	(9%)
宝亀教会周辺地区	(24%)	(62%)	(12%)	(3%)
田平天主堂周辺地区	(29%)	(56%)	(13%)	(2%)

- 必要とされる景観づくりのルールの種類として、次のものが約7割の人に支持されている。

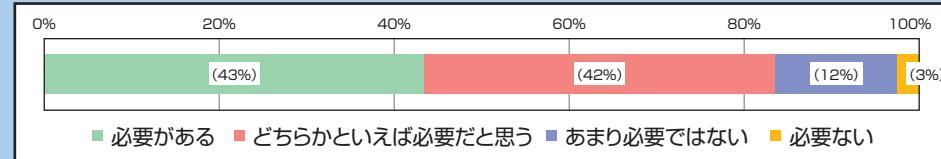
廃棄物などの放置防止のルール

- 必要とされる景観づくりのルールの種類として、次のものが約3~4割の人に支持されている。

道路や海岸などの公共施設（空間）のルール、屋外広告・看板の大きさや色・形などのルール、大きな樹木などの保護のルール、建物の色・形などのルール、建物の高さのルール

<特に優れた景観を有する地域※でのより細かなルールの必要性について>

- 市民の85%が特定地域の細かなルールの必要性を感じている。



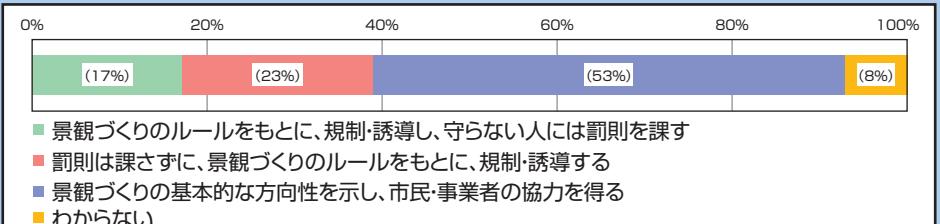
【補足】重点景観計画区域（予定）に在住の方の回答 ※太字は最も多かった回答

地区名（仮称）	必要がある	どちらかといえば必要だと思う	あまり必要ではない	必要ない
平戸旧城下町地区	(47%)	(39%)	(12%)	(2%)
生月島及び平戸島西海岸地区	(44%)	(42%)	(10%)	(4%)
宝亀教会周辺地区	(43%)	(45%)	(11%)	(1%)
田平天主堂周辺地区	(43%)	(41%)	(13%)	(3%)

※「特に優れた景観を有する地域」とは、重点景観計画区域を言う。

<景観づくりのルールを市民が守るための方策について>

- 市民の40%が規制誘導の必要性を感じている。



【補足】重点景観計画区域（予定）に在住の方の回答 *太字は最も多かった回答

地区名（仮称）	規制・誘導・罰則	規制・誘導	協力を得る	わからない
平戸旧城下町地区	(21%)	(27%)	(48%)	(4%)
生月島及び平戸島西海岸地区	(16%)	(17%)	(57%)	(11%)
宝亀教会周辺地区	(23%)	(24%)	(48%)	(6%)
田平天主堂周辺地区	(12%)	(26%)	(55%)	(6%)

<景観づくりの取組みについて>

- 市民の87%が景観づくりへの参加意思をもっている。



- 自分が協力できる取組みとして、次のものに約6割の人が協力意思を示している。

自分の住んでいる家や周辺の緑化や清掃をする、
ゴミを捨てない・自転車を放置しないなどのマナー向上

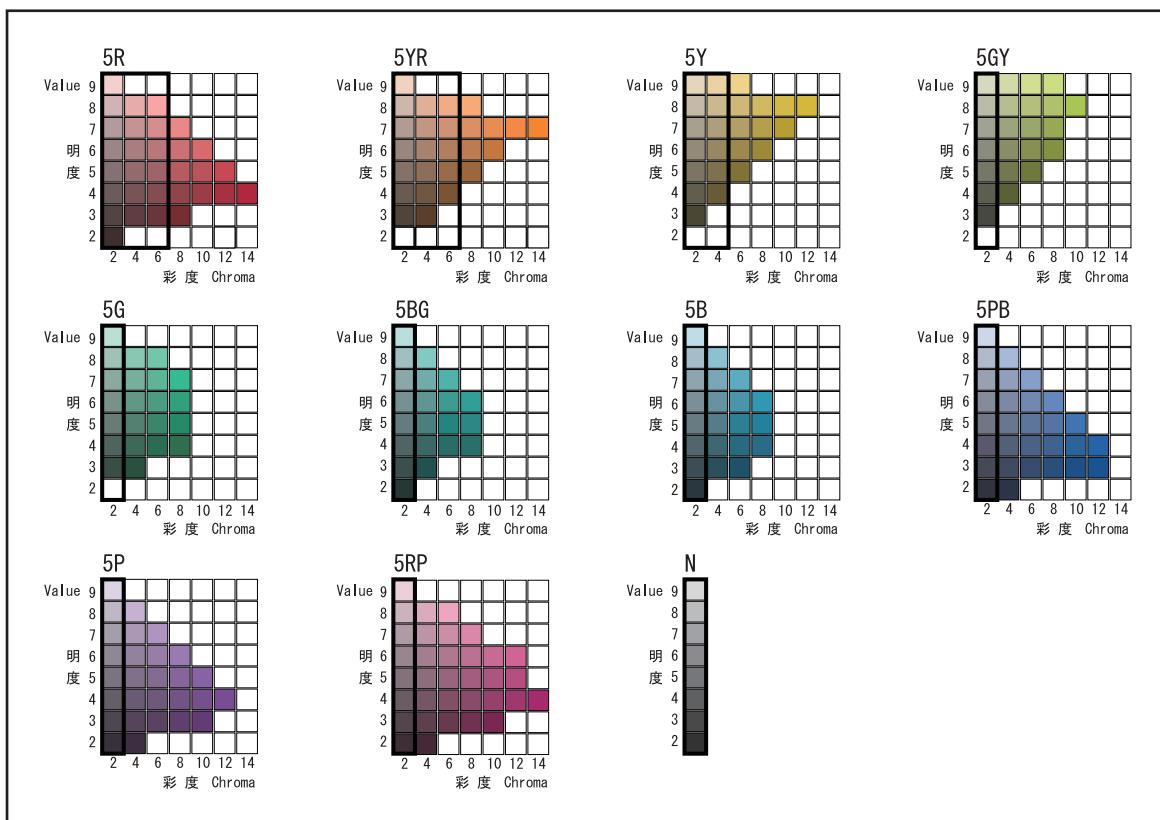
- 景観づくりのために市に期待することとして、次のものが4~5割の人に支持されている。

景観づくりの目標や方針を示すこと、景観に配慮した公共事業を進めること、
市民や事業者が進める景観づくりへの支援や助成

3 建築物及び工作物の色彩について(参考)

(1) 一般景観計画区域（建築物、工作物）

次の図に示す枠内の範囲の色彩が使用できます(マンセル値※)。



注1: R(赤)、YR(燈)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫) (以下、同じ)

注2: 上図に表示している色彩は、色彩基準の参考色として示しています。印刷による再表現のため、実際のマンセル値とは若干異なりますので、実際の色は色票により確認してください。

※マンセル値とは

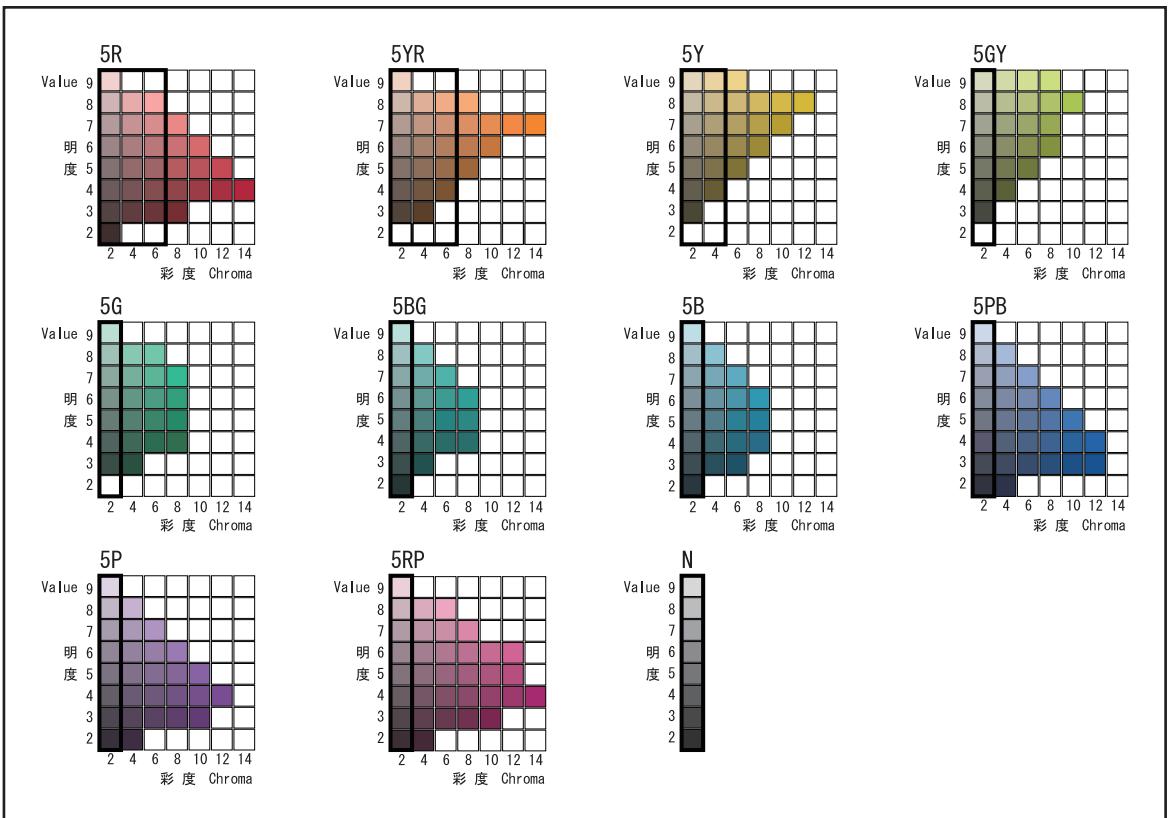
「マンセル値」とは、JIS(日本工業規格)標準色票として採用されている「マンセル表色系」を用いた色彩の値です。色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表します。

- ・色相(色合い): R(赤)、YR(燈)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10種の基本色とその度合いを示す0から10の数字を組み合わせて用います。
- ・明度(明るさ): 0から10までの数字で表します。明るい色ほど数字が大きくなります。
- ・彩度(鮮やかさ): 0から14までの数字で表します。黒やグレーなどの無彩色の彩度は0になります。鮮やかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。

(2) 重点景観計画区域（建築物）

＜平戸旧町城下町地区＞

次の図に示す枠内の範囲の色彩が使用できます（マンセル値）。



＜生月島南部・平戸島西海岸地区、宝亀教会周辺地区、田平天主堂周辺地区＞

下記の色彩を推奨しますが、これを用いることができない場合は、次頁の図に示す枠内の範囲の色彩も使用できます（マンセル値）。

【屋根】 焦げ茶色、黒灰色又は暗緑色のうち、
周囲の自然景観と調和した色彩

【壁面】 茶色、ベージュ色、クリーム色又は灰色
のうち、周囲の自然と調和した色彩

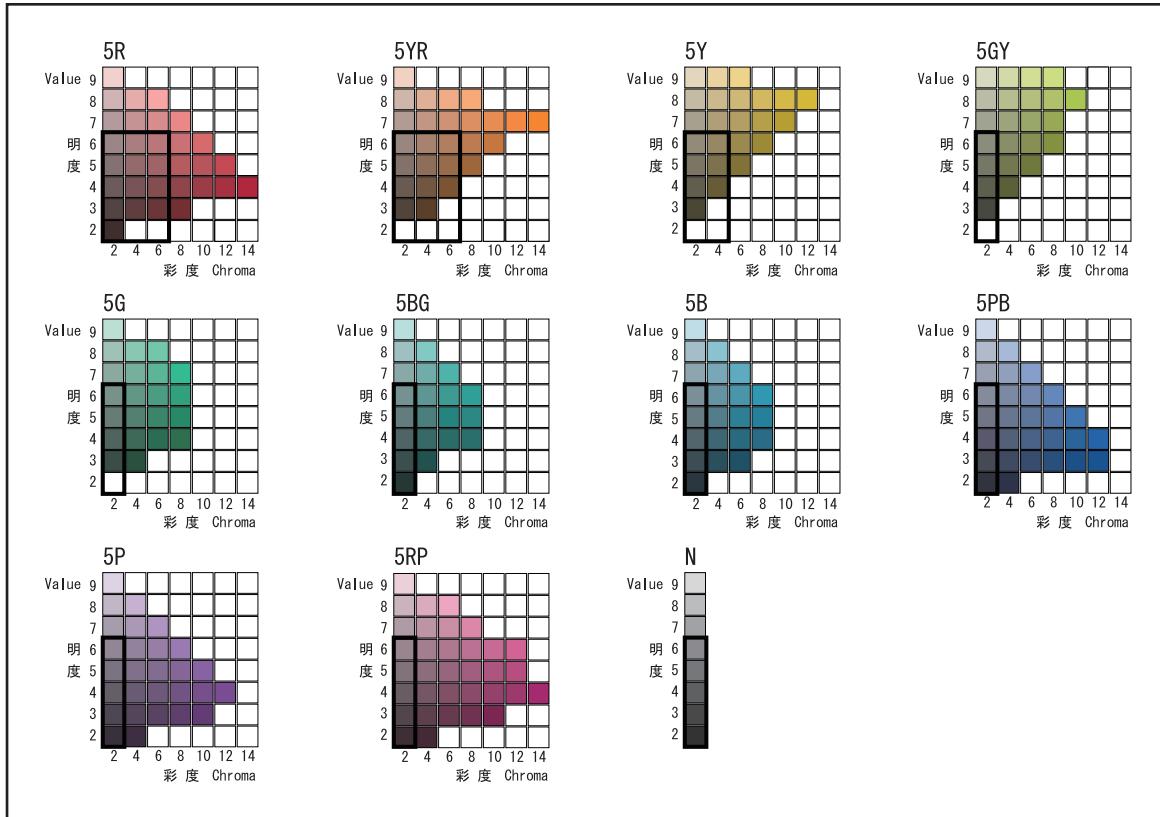
参考色



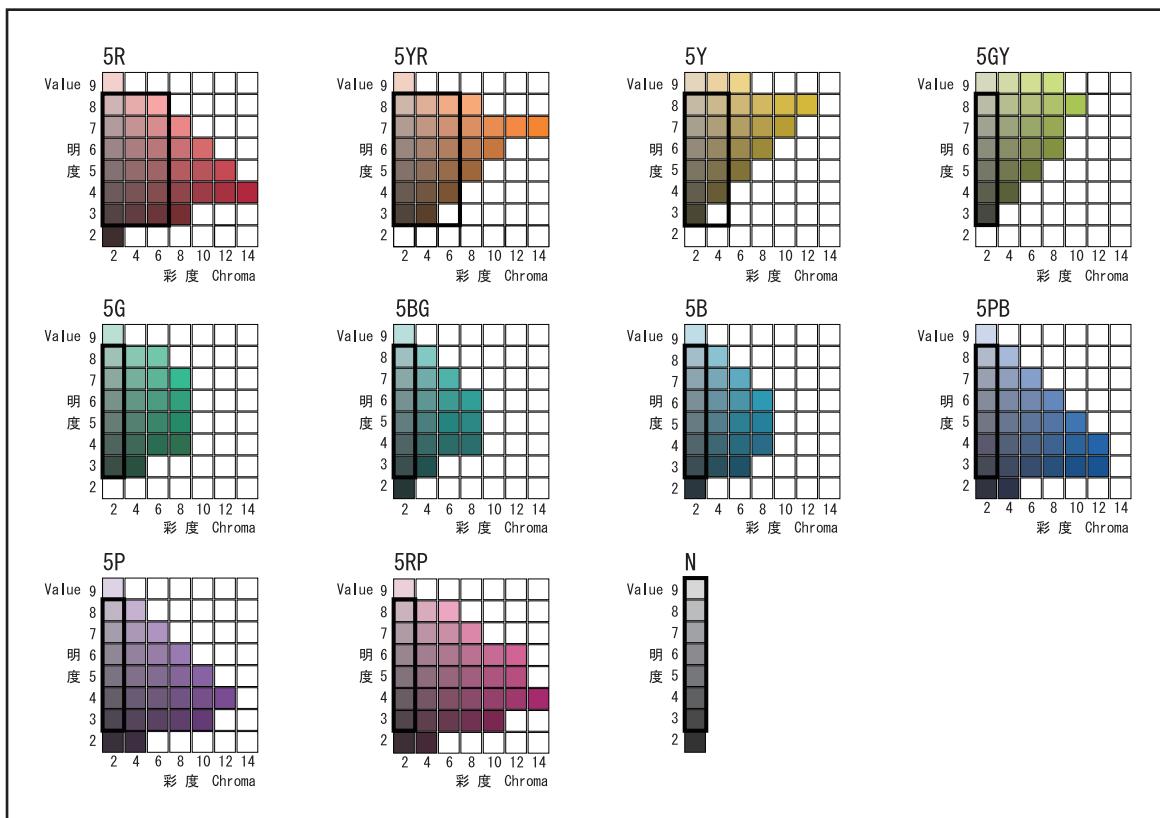
参考色



[屋根(マンセル値)]

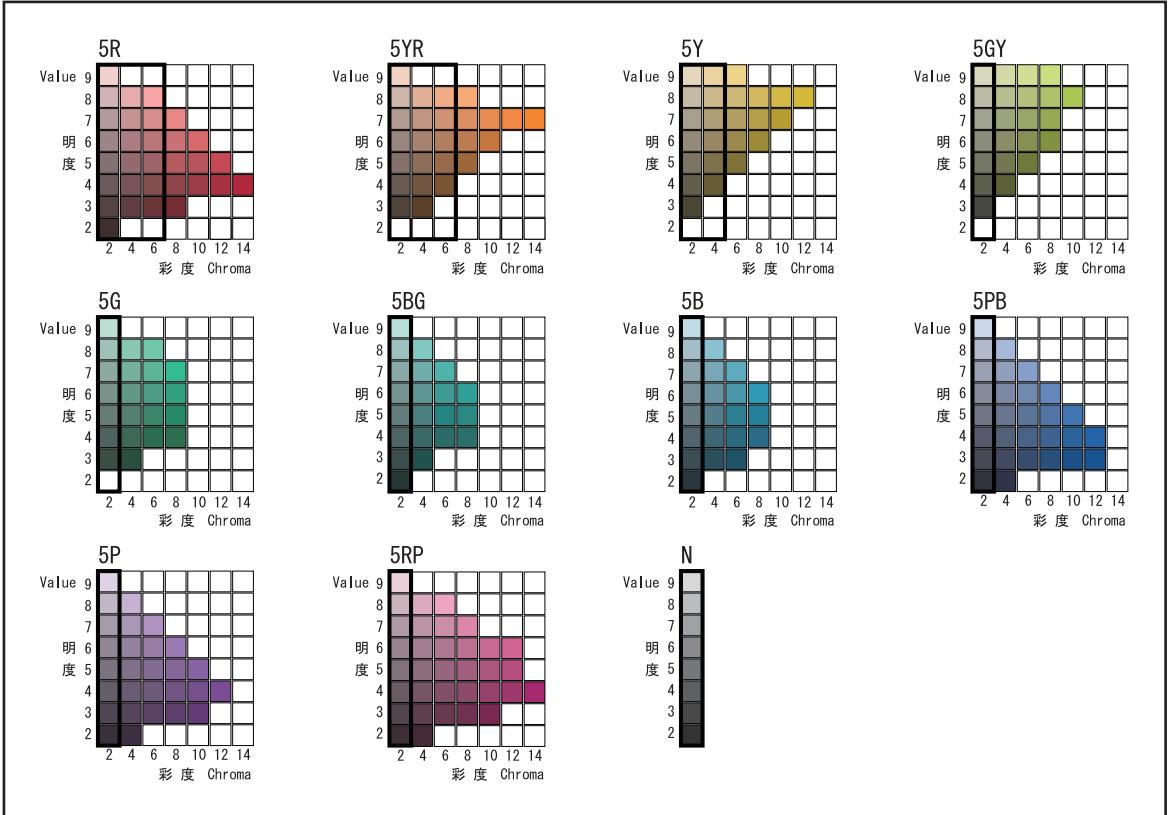


[壁面(マンセル値)]



(3) 重点景観計画区域（工作物）

次の図に示す枠内の範囲の色彩が使用できます（マンセル値）。



発 行 平戸市

発行年月 平成21年3月

企画編集 平戸市都市計画課

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

TEL 0950-22-4111

ホームページアドレス <http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>

長崎県平戸市

